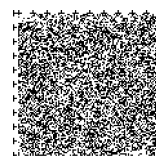


瑞穂町障害者計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画

平成30年度から3年間

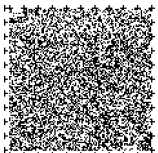
平成30年3月

瑞 穂 町



この計画書中の年の表記は、平成31年4月30日の翌日（2019年5月1日）以後を表す場合でも元号を「平成」と表しています。

新元号が施行された後は、新元号の相当する年に読み替えてください。



はじめに

瑞穂町では、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施の確保を目的に制定された「障害者自立支援法」に基づき、平成18年3月に『瑞穂町第1期障害福祉計画』を策定しました。その後、平成27年3月策定の『瑞穂町第4期障害福祉計画』まで3期にわたる見直しを行い、地域社会における「共生」を目指して、障害福祉サービスの充実や障がい者の日常生活・社会生活の総合的な支援を推進してまいりました。



国においては、差別をなくし、障害の有無に関わらず共に生きる社会を目指す「障害者差別解消法」と「障害者雇用促進法」が平成28年4月に施行されました。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年に国会で成立しました。この法律は「障害者総合支援法」と「児童福祉法」を一体的に改正したもので、障がい者自らが望む地域生活を営むためのサービスの質の確保や向上を図るための環境整備等を定めています。

この流れに基づき瑞穂町では、平成30年3月で満了する『瑞穂町第4期障害福祉計画』に「児童福祉法」の改正により策定が義務付けられた「障害児福祉計画」と、「地域保健福祉計画」に内包されていた「障害者基本法」上の「障害者計画」を一体化し、今回『瑞穂町障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』を策定しました。

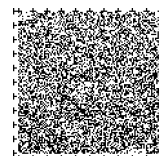
この計画は、平成30年度から3年間の障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等、障がいがある方の生活状況に応じた切れ目のない適切な支援を図る施策の方向性を示すものです。

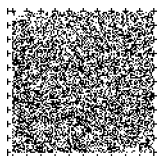
今後は、この計画に基づき、関係機関及び関係団体と連携を図りながら、個人の意思を尊重し、その人らしい社会生活を営むことができるようなノーマライゼーションの実現を目指してまいりますので、住民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「瑞穂町障害福祉計画専門分科会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました住民の皆様や関係者の方々に対し、厚く御礼を申し上げます。

平成30年3月

瑞穂町長 杉浦 裕之





目 次

第1編 計画策定の趣旨

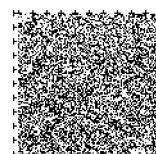
第1章 計画の改定にあたって	3
1 新計画策定の背景	3
2 計画の概要	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5

第2編 瑞穂町の障がいのある人の現状

第1章 障がいのある人の現状	9
1 人口及び障がいのある人の推移	9
2 各手帳所持者数の状況	10
第2章 障がい者数の推計	12
第3章 第4期障害福祉計画の進捗状況	13
1 指定障害福祉サービス・指定相談支援と障がい児支援	13
2 地域生活支援事業	15
3 成果目標	20
第4章 アンケート調査結果の概要	22
1 調査概要	22
2 アンケート結果の要約	24
3 アンケート結果からみた課題	36

第3編 計画の基本的な考え方

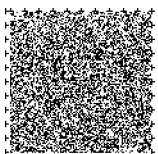
第1章 基本理念	39
1 計画の概要	39
2 基本的な考え方	39
3 基本理念	39



第2章 基本目標	40
基本目標1 ふれあい、ささえあいの地域づくり	40
基本目標2 障がい者福祉を進めるための体制づくり	40
基本目標3 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	40
基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり	40

第4編 障害者計画

第1章 施策の体系	43
第2章 基本計画	44
基本目標1 ふれあい、ささえあいの地域づくり	44
基本施策(1) 地域での交流活動の推進	44
基本施策(2) 福祉情報の発信	45
基本施策(3) 利用しやすい施設の環境づくり	46
基本施策(4) 障がいのある人の社会参加促進	47
基本目標2 障がい者福祉を進めるための体制づくり	48
基本施策(1) 地域福祉の担い手の養成	48
基本施策(2) 地域における障害福祉教育・学習の推進	49
基本施策(3) ボランティア・NPOの活動の推進	50
基本施策(4) 相談体制の充実	51
基本施策(5) 障害福祉サービスの質の向上	52
基本目標3 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	53
基本施策(1) 権利擁護の推進	53
基本施策(2) ユニバーサルデザインの推進	54
基本施策(3) 防災体制の充実	55
基本施策(4) 障がいのある子どもと家庭への支援	56
基本施策(5) 障がいのある人の就労支援	57
基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり	58
基本施策(1) 保健事業の充実	58
基本施策(2) 医療体制の充実	59

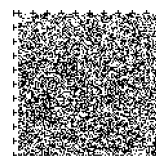


第5編 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標	63
1 「福祉施設入所者の地域生活への移行」の目標（継続）	64
2 「精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築」の目標（新規）	65
3 「地域生活支援拠点等の整備」の目標（継続）	65
4 「福祉施設から一般就労への移行」の目標（拡充）	66
5 「障がい児支援の提供体制の整備」の目標（新規）	67
第2章 活動指標の体系図	69
第3章 障害福祉計画の活動指標	70
1 サービス見込量の考え方	70
2 サービス見込量一覧	72
3 訪問系サービス	73
4 日中活動系サービス	74
5 居住系サービス	78
6 相談支援（サービス等利用計画の作成）	80
第4章 障害児福祉計画の活動指標	81
1 障がい児数の推移	81
2 サービス見込量の考え方	82
3 サービス見込量一覧	82
4 障がい児支援	83
第5章 地域生活支援事業	85
1 サービス見込量の考え方	85
2 サービス見込量一覧	86
3 地域生活支援事業の推進	87

第6編 計画の推進・進行管理

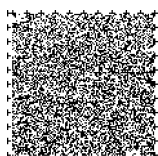
第1章 推進・進行管理の考え方	99
1 「PDCAサイクル」に基づく推進・進行管理	99
2 「成果目標」と「活動指標」について	99



第2章 計画推進の体制	100
1 啓発・周知の徹底	100
2 サービス提供体制の確保	100
3 相談支援体制の強化、「自立支援協議会」の設置	100
4 町民との協働体制の構築・強化	100
5 庁内及び東京都との連携体制の構築	101
第3章 計画の達成状況の評価・点検	101
第4章 町民意見等の計画への反映	101

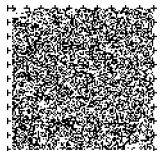
資料編

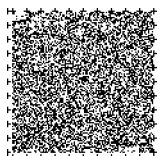
1 障害の「害」の表記について	105
2 瑞穂町地域保健福祉審議会条例	106
3 瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則	108
4 瑞穂町地域保健福祉審議会 ・ 障害福祉計画専門分科会委員名簿	109
5 瑞穂町障害者計画・第5期障害福祉計画 ・ 第1期障害児福祉計画策定経過	110





第 1 編 計画策定の趣旨





第1章 計画の改定にあたって

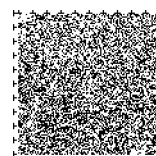
1 新計画策定の背景

瑞穂町では、平成17年における介護保険制度の改正や「障害者自立支援法」の制定等、保健福祉領域での制度改正を含む社会的な変化を踏まえ、平成18年3月に『瑞穂町第2次地域福祉計画』を改定し、『瑞穂町地域保健福祉計画』を策定しました。この計画は、町民、事業者、行政が協働して地域保健福祉を推進することにより、すべての町民が尊厳を持ち、地域の中で生涯にわたり安心して住み続け、自立した豊かな生活を送ることができる地域社会の実現を目指しており、健康増進分野も組み入れた総合的な計画で、平成23年3月には『瑞穂町第2次地域保健福祉計画』、さらに、平成28年3月には後継の『瑞穂町第3次地域保健福祉計画』を策定しました。

また、平成17年には「障害者自立支援法」が成立し、全国の市町村で「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。町も、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、平成18年度に『瑞穂町第1期障害福祉計画』を策定し、それを見直す形で、平成20年度に『瑞穂町第2期障害福祉計画』、また平成23年度に『瑞穂町第3期障害福祉計画』を策定し、サービスの提供体制を整備してきたところです。平成25年には「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下：障害者総合支援法）」が成立しました。これを受けて、平成26年度に『瑞穂町第4期障害福祉計画』を策定し、地域社会における「共生」を目指して、障害福祉サービスの充実や障がい者の日常生活・社会生活の総合的な支援を推進してきました。

平成19年にわが国が署名した「障害者の権利に関する条約（以下：障害者権利条約）」の批准に向けて、国内では平成23年に「障害者基本法」が改正され、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下：障害者虐待防止法）」が成立しました。平成24年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（以下：障害者優先調達推進法）」、平成25年には上述のとおり「障害者総合支援法」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下：障害者差別解消法）」が成立し、さらに、同年「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下：障害者雇用促進法）」が改正されました。そして、一連の法整備を経て、平成26年に「障害者権利条約」の批准が国会で承認されました。

上記の流れを受けて、町ではこの度、従来「地域保健福祉計画」に内包されてきた「障害者基本法」上の「障害者計画」を、平成28年の「児童福祉法」改正により策定が義務づけられた「障害児福祉計画」と共に、改定の時期を迎えた「障害福祉計画」と一体的に『瑞穂町障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』の形で策定し、障がい者（児）施策を総合的・計画的に推進していきます。



2 計画の概要

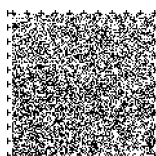
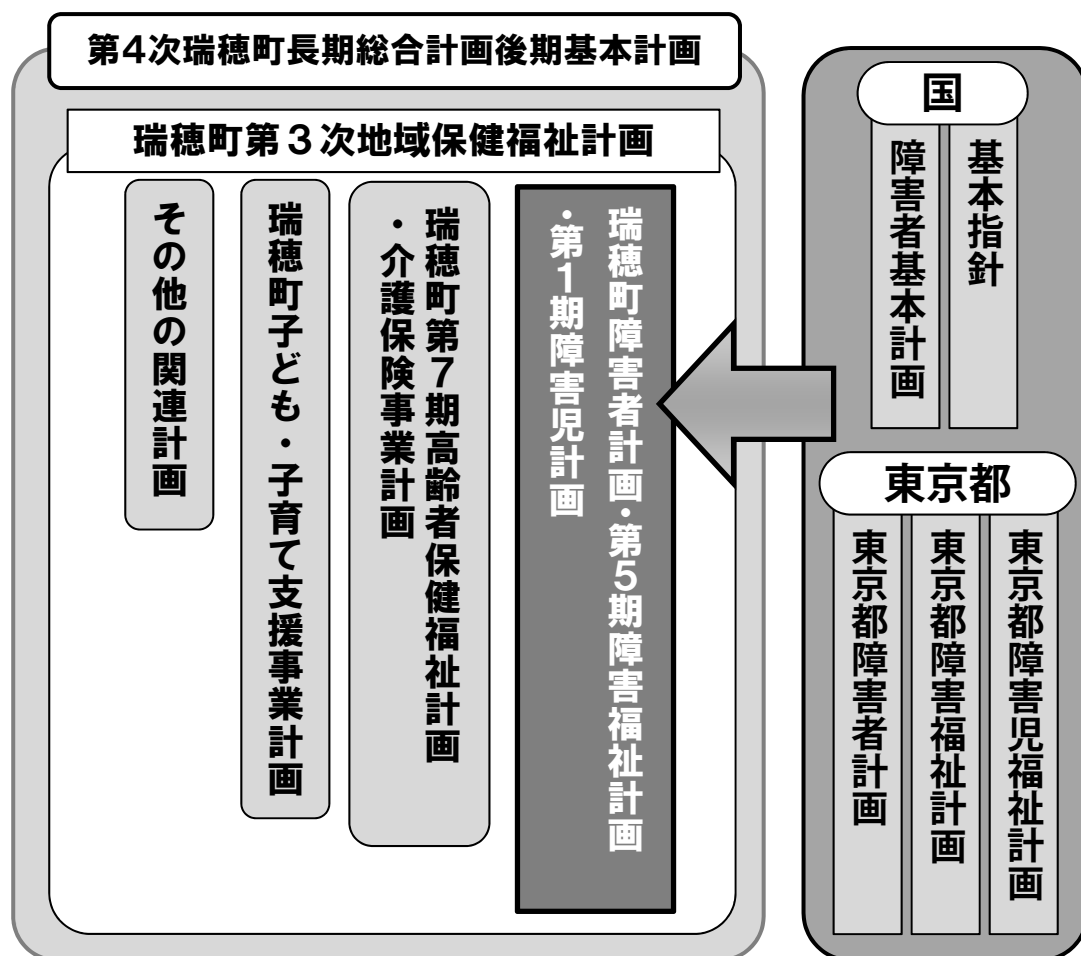
(1) 計画の法的根拠

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、「障害者総合支援法」第88条第1項、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児福祉計画」で、障害福祉サービス、障害児通所支援等、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を含め、障がいのある人に関する施策・事業等を広く定めるものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、最上位計画である『第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画』及び『瑞穂町第3次地域保健福祉計画』を上位計画に持つものとして位置付けられています。

したがって、計画は、東京都及び国の計画等と整合を図った計画であると共に、現行の『第4次瑞穂町長期総合計画』及び『瑞穂町第3次地域保健福祉計画』と一体的に取り組むものであり、その施策の基本方向を踏まえた上で、障がい者（児）施策を総合的・体系的に進めるための指針として取りまとめた計画となっています。



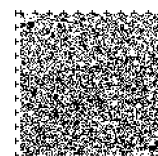
3 計画の期間

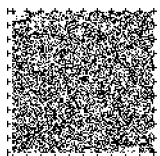
本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

計 画	平成 28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度	37 年度
瑞穂町 長期総合計画	(第4次後期基本計画 5年間)					(第5次前期基本計画 5年間)				
	基本計画10年間 (平成23年度～32年度)					基本計画10年間 (平成33年度～42年度)				
瑞穂町 地域保健福祉計画	(第3次計画)					(第4次計画)				
	計画期間5年間 (平成28年度～32年度)					計画期間5年間 (平成33年度～37年度)				
瑞穂町 障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	障害福祉計画	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画								
	(第4期計画)	計画期間3年			次期計画期間(3年ごと)					

4 計画の対象

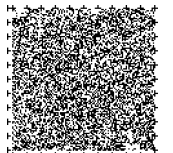
本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等、何らかの障がいがあるため、日常生活や社会生活の中で、継続的に相当な制限を受ける状態にある人を計画の対象とします。

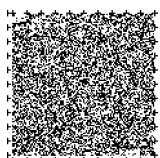






第2編 瑞穂町の 障がいのある人の現状



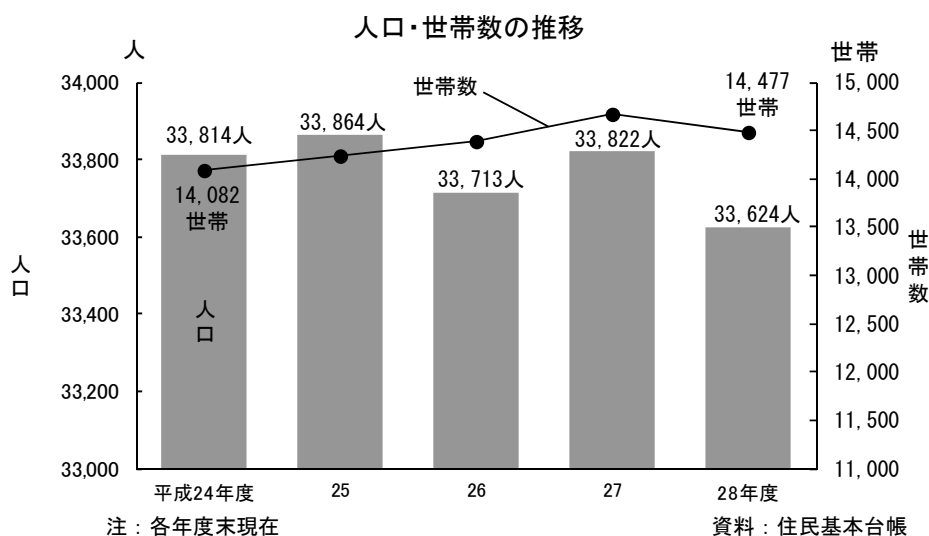


第1章 障がいのある人の現状

1 人口及び障がいのある人の推移

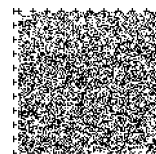
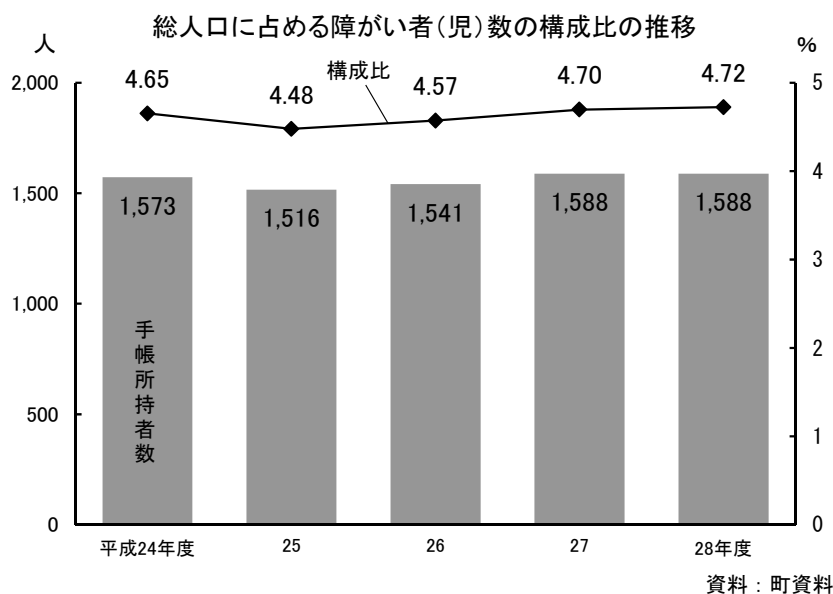
(1) 瑞穂町の人口・世帯数の推移

町の人口は、年ごとに増減を繰り返しており、平成26年度には33,800人を切って、平成27年度には回復したものの、平成28年度には33,624人と、ここ5年間で最も低くなっています。世帯数は、人口の増減にかかわらず、平成27年度までは増加を続けていましたが、平成28年度は14,447世帯と減少に転じています。



(2) 町人口に占める障がい者(児)数の構成比の推移

障がい者(児)数は、平成25年度から増加傾向にありましたが、平成27年度から28年度にかけて横ばいに推移しています。町の総人口に占める障がい者数の割合は、平成25年度から増加傾向にあり、平成28年度には4.72%となっています。



2 各手帳所持者数の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数は、年度ごとに増減しており、平成29年10月末では1,030人と、平成28年度より10人増加しています。

等級別では、1級が346人と最も多く、2級と3級がそれぞれ136人、149人、4級が265人、5級と6級が共に67人となっています。

主な障害の部位別では、肢体不自由が583人となっており、いずれの年度でも600人前後と最も多くなっています。

等級別身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	350	343	346
2級	131	134	136
3級	154	150	149
4級	259	260	265
5級	66	67	67
6級	65	66	67
合計	1,025	1,020	1,030

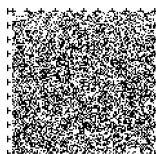
※平成27・28年度は年度末、平成29年度は10月末現在 資料：瑞穂町事務報告書・町資料

主な障害の部位別身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
視覚	62	61	63
聴覚又は 平衡機能障害	71	75	82
音声言語又は そしゃく機能障害	10	8	8
肢体不自由	606	587	583
内部障害	276	289	294
合計	1,025	1,020	1,030

※平成27・28年度は年度末、平成29年度は10月末現在 資料：瑞穂町事務報告書・町資料



(2) 愛の手帳（療育手帳・知的障害）所持者数の推移

愛の手帳（療育手帳・知的障害）所持者数は、年度ごとに増減しており、平成29年10月末では333人となっています。

程度別では、4度が年度ごとに増加しており、155人と最も多くなっています。

年齢別では、18歳未満は年度ごとに減少していますが、18歳以上は平成27年度から平成29年10月末にかけて9人増加しています。

程度別愛の手帳所持者の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1度	15	10	9
2度	94	93	96
3度	79	75	73
4度	146	150	155
合計	334	328	333

※平成27・28年度は年度末、平成29年度は10月末現在 資料：瑞穂町事務報告書・町資料

年齢別愛の手帳所持者の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	72	65	62
18歳以上	262	263	271
合計	334	328	333

※平成27・28年度は年度末、平成29年度は10月末現在 資料：瑞穂町事務報告書・町資料

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

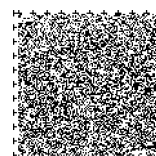
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年度ごとに増加しており、平成29年10月末では270人と、平成27年度末より18%程度増えています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	17	14	17
2級	134	140	159
3級	78	86	94
合計	229	240	270

※平成27・28年度は年度末、平成29年度は10月末現在 資料：瑞穂町事務報告書・町資料



第2章 障がい者数の推計

町の人口（住民基本台帳）は増減していますが、平成27年度から28年度にかけて200人ほど減少しており、今後も減少が見込まれます。一方で障がい者（手帳所持者）は、平成27年度から平成28年度にかけて横ばいに推移していますが、平成29年10月末時点で増加していることから、今後も増加することが予想されます。

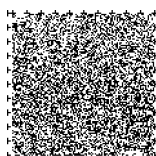
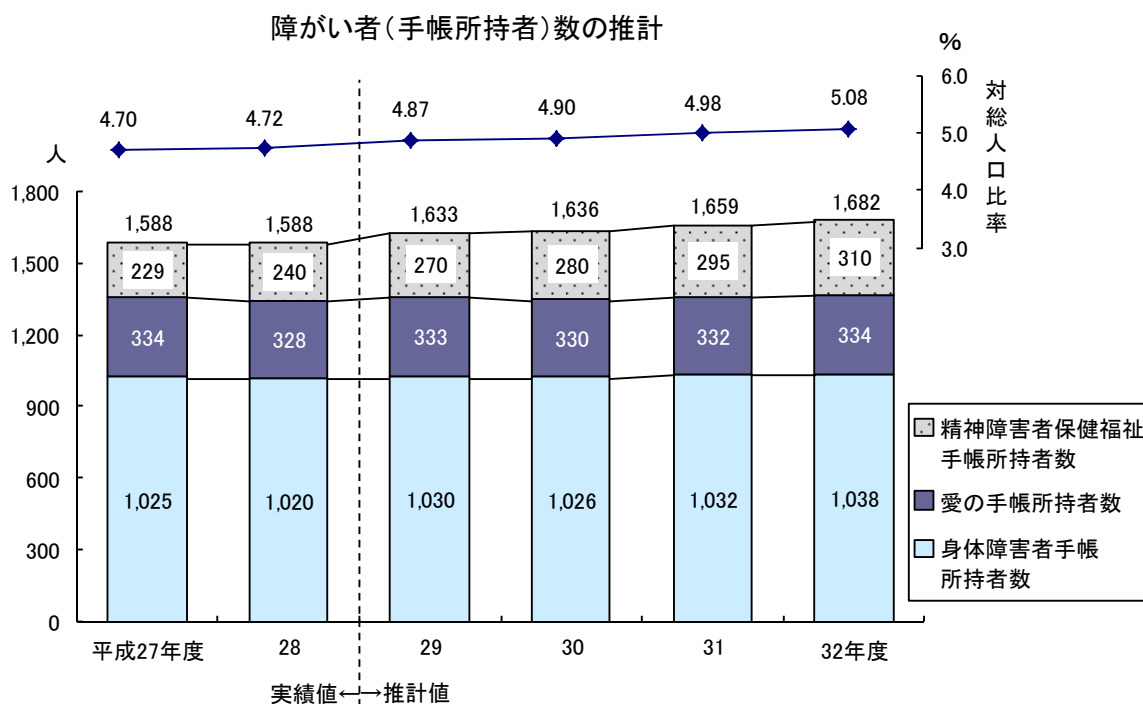
障がい者（手帳所持者）数の実績と見込

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人 口	33,822	33,624	33,523	33,410	33,280	33,131
身体障害者手帳 所持者数	1,025	1,020	1,030	1,026	1,032	1,038
愛の手帳 所持者数	334	328	333	330	332	334
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	229	240	270	280	295	310
合 計	1,588	1,588	1,633	1,636	1,659	1,682
対総人口比率 (単位：%)	4.70	4.72	4.87	4.90	4.98	5.08

※平成27・28年度は年度末、平成29年度は10月末現在の実績値、平成30年度以降は推計値を示しています。

※人口の推計は平成25年度～平成28年度の住民基本台帳（各年度末現在）を基準としたコーホート変化率の平均値を用いて算出しました。



第3章 第4期障害福祉計画の進捗状況

1 指定障害福祉サービス・指定相談支援と障がい児支援

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量（時間/月）	2,120	1,062	2,250	1,174	2,350	1,282
達成率（%）	50.1		52.2		54.6	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

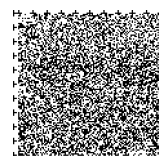
資料：町資料

(2) 日中活動系サービス

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	供給量（人）	49	49	50	53	50	56
	達成率（%）	100.0		106.0		112.0	
自立訓練 （機能訓練）	供給量（人）	1	0	1	0	1	1
	達成率（%）	0.0		0.0		100.0	
自立訓練 （生活訓練）	供給量（人）	5	4	5	5	5	7
	達成率（%）	80.0		100.0		140.0	
就労移行支援	供給量（人）	10	10	10	12	10	11
	達成率（%）	100.0		120.0		110.0	
就労継続支援 （A型）	供給量（人）	1	3	1	2	1	1
	達成率（%）	300.0		200.0		100.0	
就労継続支援 （B型）	供給量（人）	90	98	93	96	95	101
	達成率（%）	108.9		103.2		106.3	
療養介護	供給量（人）	3	3	3	3	3	3
	達成率（%）	100.0		100.0		100.0	
短期入所 【福祉型】	供給量（延人日/月）	170	154	170	270	170	248
	達成率（%）	90.6		158.8		145.9	
短期入所 【医療型】	供給量（延人日/月）	100	53	100	60	100	42
	達成率（%）	53.0		60.0		42.0	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

資料：町資料



(3) 居住系サービス

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助	供給量 (人)	32	30	32	33	32	33
	達成率 (%)	93.8		103.1		103.1	
施設入所支援	供給量 (人)	20	18	18	19	16	20
	達成率 (%)	90.0		105.5		125.0	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

資料：町資料

(4) 相談支援（サービス等利用計画の作成）

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	供給量 (人)	11	37	12	38	12	40
	達成率 (%)	336.3		316.6		333.3	
地域相談支援	供給量 (人)	5	0	6	0	7	0
	達成率 (%)	0.0		0.0		0.0	
地域移行支援	供給量 (人)	2	0	2	0	3	0
	達成率 (%)	0.0		0.0		0.0	
地域定着支援	供給量 (人)	3	0	4	0	4	0
	達成率 (%)	0.0		0.0		0.0	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

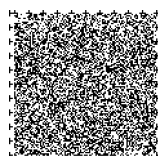
資料：町資料

(5) 障がい児支援（児童福祉法に基づく）

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
「障害児通所支援」分 (日中活動系)	供給量 (人)	16	15	19	19	21	33
	達成率 (%)	93.8		100.0		157.1	
児童発達支援	供給量 (人)	2	3	3	4	3	3
	達成率 (%)	150.0		133.3		100.0	
医療型児童発達支援	供給量 (人)	1	0	1	0	1	0
	達成率 (%)	0.0		0.0		0.0	
放課後等デイ サービス	供給量 (人)	12	12	14	15	16	30
	達成率 (%)	100.0		107.1		187.5	
保育所等訪問支援	供給量 (人)	1	0	1	0	1	0
	達成率 (%)	0.0		0.0		0.0	
「相談支援」分 (障害児相談支援)	供給量 (人)	1	2	1	3	1	7
	達成率 (%)	200.0		300.0		700.0	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

資料：町資料



2 地域生活支援事業

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有
達成率 (%)	100.0		100.0		100.0	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

資料：町資料

(2) 自発的活動支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自発的活動支援事業	無	無	無	無	有	無
達成率 (%)	—		—		0.0	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

資料：町資料

(3) 相談支援事業

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害者相談支援事業	供給量 (か所)	3	3	3	3	3	3
	達成率 (%)	100.0		100.0		100.0	
基幹相談支援センター設置	供給量	無	無	無	無	有	無
	達成率 (%)	—		—		0.0	
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	無	有	無	有	無
	達成率 (%)	0.0		0.0		0.0	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

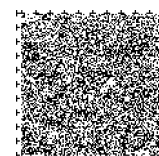
資料：町資料

(4) 成年後見制度利用支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数/年	1	0	1	0	1	0
達成率 (%)	0.0		0.0		0.0	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

資料：町資料



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	無	有	無
達成率 (%)	—		—		0.0	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

資料：町資料

(6) 意思疎通支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者・要約筆記者派遣事業/件	2	8	2	3	2	7
達成率 (%)	400.0		150.0		350.0	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

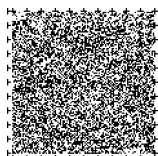
資料：町資料

(7) 日常生活用具給付等事業

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	供給量 (人)	8	0	8	0	8	9
	達成率 (%)	0.0		0.0		112.5	
自立生活支援用具	供給量 (人)	9	4	9	9	9	2
	達成率 (%)	44.4		100.0		22.2	
在宅療養等支援用具	供給量 (人)	5	4	5	2	5	3
	達成率 (%)	80.0		40.0		60.0	
情報・意思疎通支援用具	供給量 (人)	6	4	6	2	6	5
	達成率 (%)	66.7		33.3		83.3	
排泄管理支援用具	供給量 (人)	650	308	670	327	690	344
	達成率 (%)	47.4		48.8		49.9	
住宅改修費	供給量 (人)	3	2	3	0	3	1
	達成率 (%)	66.7		0.0		33.3	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

資料：町資料



(8) 手話奉仕員養成研修事業

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
養成講習修了 実見込者数	2	0	2	0	2	0
達成率 (%)	0.0		0.0		0.0	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

資料：町資料

(9) 移動支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (人)	80	74	84	80	88	94
達成率 (%)	92.5		95.2		106.8	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

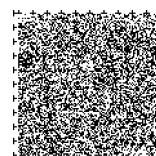
資料：町資料

(10) 地域活動支援センター (II 型)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (か所)	4	4	4	4	4	4
達成率 (%)	100.0		100.0		100.0	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

資料：町資料



任意事業

(1) 知的障害者職親委託制度

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (件)	0	0	0	0	0	0
達成率 (%)	—		—		—	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

資料：町資料

(2) 日中一時支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (人)	14	11	16	11	18	10
達成率 (%)	78.6		68.8		55.6	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

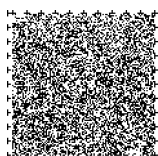
資料：町資料

(3) 社会参加促進事業 (自動車運転免許取得・自動車改造助成)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
免許取得	供給量 (人)	1	1	1	0	1	0
	達成率 (%)	100.0		0.0		0.0	
改造助成	供給量 (件)	2	1	2	0	2	0
	達成率 (%)	50.0		0.0		0.0	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

資料：町資料



(4) 訪問入浴サービス事業

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (人)	7	6	7	8	7	8
達成率 (%)	85.7		114.3		114.3	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

資料：町資料

(5) 更生訓練費給付事業

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (人)	2	0	2	0	2	0
達成率 (%)	0.0		0.0		0.0	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

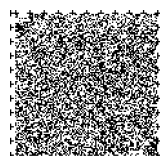
資料：町資料

(6) 障害児等タイムケア事業

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
供給量 (人)	33	24	34	23	35	25
達成率 (%)	72.7		67.6		71.4	

※平成 27・28 年度は年度末、平成 29 年度は 10 月末現在

資料：町資料



3 成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

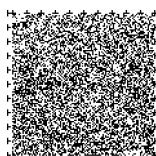
項目	数値	考え方
平成 25 年度末の施設入所者数 (A)	19 人	(平成 26 年 3 月 31 日の数)
【目標値】地域生活移行者数	3 人 (15.8%)	(A) のうち、平成 28 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
【参考実績値】地域生活移行者数	0 人 (0.0%)	(A) のうち、平成 28 年度末までに地域生活へ移行した人の人数
平成 28 年度末の施設入所者数 (B)	19 人	(平成 29 年 3 月 31 日の数)
【目標値】入所者削減数	3 人 (15.8%)	平成 29 年度末までの施設入所者削減数
【参考実績値】入所者削減数	0 人 (0.0%)	平成 28 年度末の施設入所者削減数 (A) - (B)

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

※数値目標は設定せず、東京都の目標値に応じて、必要と推測されるサービス量を提供しました。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
【目標値】拠点数	1 か所	平成 29 年度末までに各市町村、又は各圏域において整備される予定の拠点数
【参考実績値】拠点数	0 か所	平成 28 年度末までに町、又は圏域において整備された拠点数



(4) 福祉施設から一般就労への移行

①一般就労移行者数

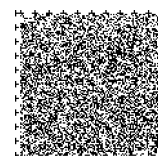
項目	数値	考え方
平成 24 年度の年間一般就労者数	1 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	2 人	平成 29 年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労する予定の人数
【参考実績値】年間一般就労者数	8 人	平成 28 年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の数

②就労移行支援事業利用者数

項目	数値	考え方
【目標値】就労移行支援事業所の平成 29 年度末の利用者数	10 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用していた人数 6 人より 66.7%増加
【参考実績値】年間就労移行支援事業利用者数	12 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用していた人数

③就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

項目	数値	考え方
【目標値】就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	平成 29 年度末時点で就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合
【参考実績値】就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	100%	平成 28 年度末時点で就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合



第4章 アンケート調査結果の概要

1 調査概要

(1) 調査の目的

瑞穂町における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者の現状を把握し、『瑞穂町障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』策定のための基礎資料を得ることを目的として、実施しました。

(2) 調査対象

- ・身体障害者手帳所持者…1,039人
- ・愛の手帳（療育手帳）所持者…286人
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者…265人
- ・指定難病の認定者…211人

※重複障がいの方は、その障害の等級の重さにかかわらず、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の順に順位立てた人数です。＜例＞身体障害者手帳4級と愛の手帳2度を重複して所持している人は、身体障害者手帳所持者としてカウントしています。

(3) 調査期間

平成29年9月4日～平成29年9月22日

(4) 調査方法

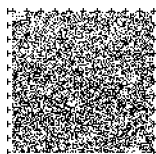
郵送配布・郵送回収

(5) 回収状況

- ・配布数……1,801通
- ・有効回収数……1,071標本
- ・有効回収率……59.5%

	配付数	有効回収数 ※重複障がい含む
身体障害者手帳所持者	1,039	637
愛の手帳所持者	286	182
精神障害者保健福祉手帳所持者	265	119
指定難病認定者	211	216
合計	1,801	1,071

※重複障がい者が含まれるため、各種別ごとの有効回収数及びその合計は全体の有効回収数を上回っている場合があります。



(6) 注意事項

- 本報告書は、それぞれの所持手帳別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者・愛の手帳（療育手帳）所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者及び指定難病患者を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者等がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 選択肢の語句が長い場合、本文や表・グラフ中では省略した表現を用いていることがあります。
- 表・グラフ中、整数は回答者数（単位：人）を、小数第1位までの数値は百分率（単位：%）を、それぞれ表しています。
- 調査結果の比率は、その質問の回答者数を基数（n）として、小数第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えます。

*「標本誤差」について：

調査結果の比率から母集団（身体障害者手帳、愛の手帳〔療育手帳〕、精神障害者保健福祉手帳所持者）の傾向を推測する際には、統計上の誤差（標本誤差）を考慮に入れる必要があります。本調査における各回答比率での標本誤差は、下記の早見表のとおりとなります。例えば母集団（1,801人）を100%とする比率で、回答者数（1,071票）の場合、ある質問の回答が50%のとき、この質問に対する回答は、48.1%～51.9%の間にあると考えるとよいとされています。

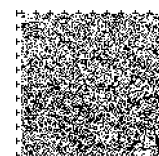
各回答比率における標本誤差早見表

回答比率 (P) 基数(n)	10%又は 90%	20%又は 80%	30%又は 70%	40%又は 60%	50%
1,071人	±1.1%	±1.5%	±1.8%	±1.9%	±1.9%
637	±1.9%	±2.5%	±2.9%	±3.1%	±3.2%
216	±3.8%	±5.0%	±5.7%	±6.1%	±6.3%
182	±4.1%	±5.5%	±6.3%	±6.8%	±6.9%
119	±5.2%	±7.0%	±8.0%	±8.5%	±8.7%

- 標本誤差の算出式（ただし信頼度を95%とします）

$$b = \pm 2 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}$$

（b＝標本誤差、N＝母集団数、n＝比率算出の基数〔サンプル数〕、P＝回答比率）



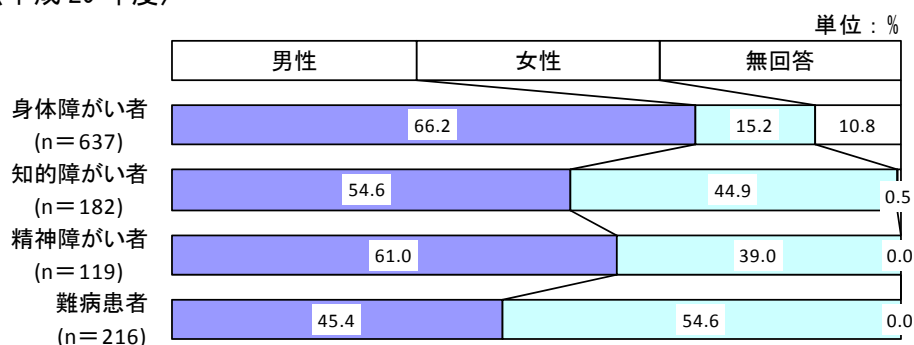
2 アンケート結果の要約

調査結果からみた主な課題

1 アンケート対象者について

【性別】

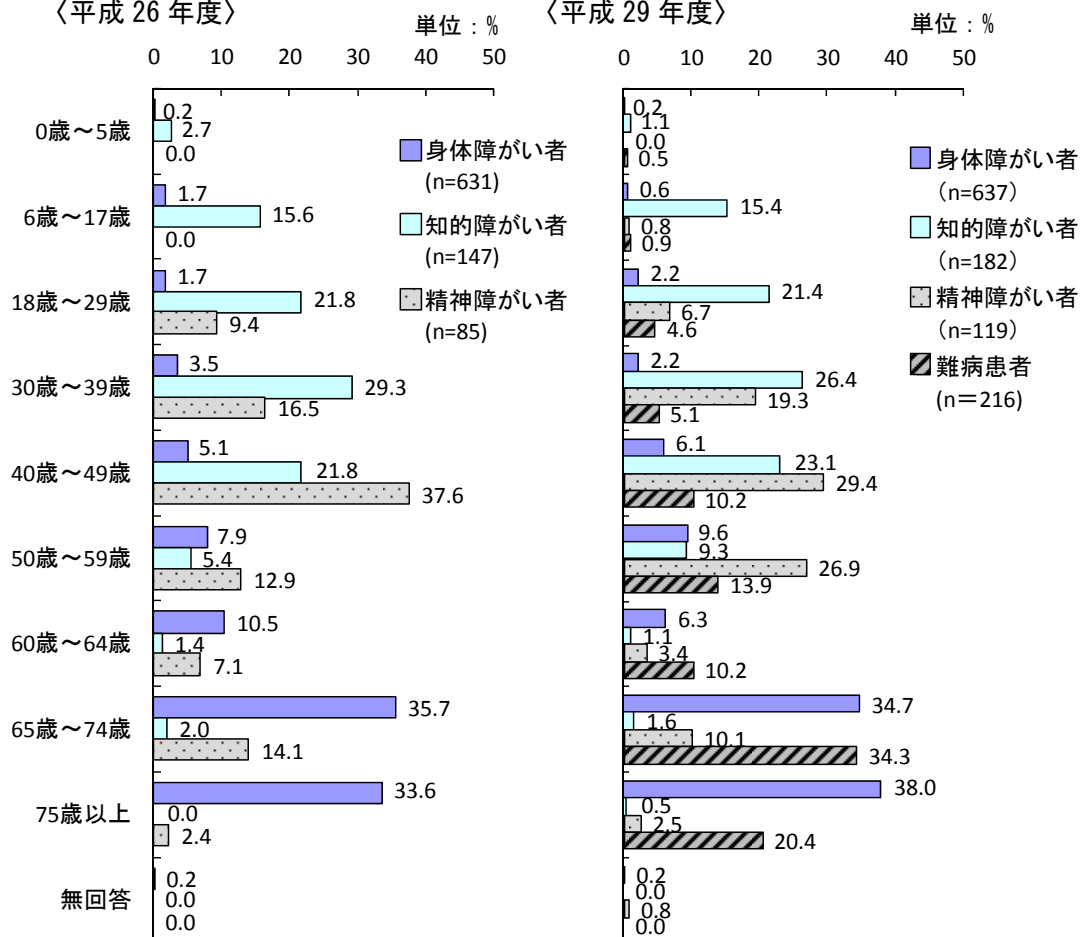
〈平成 29 年度〉



【年齢】

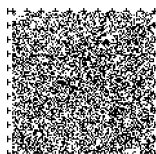
〈平成 26 年度〉

〈平成 29 年度〉

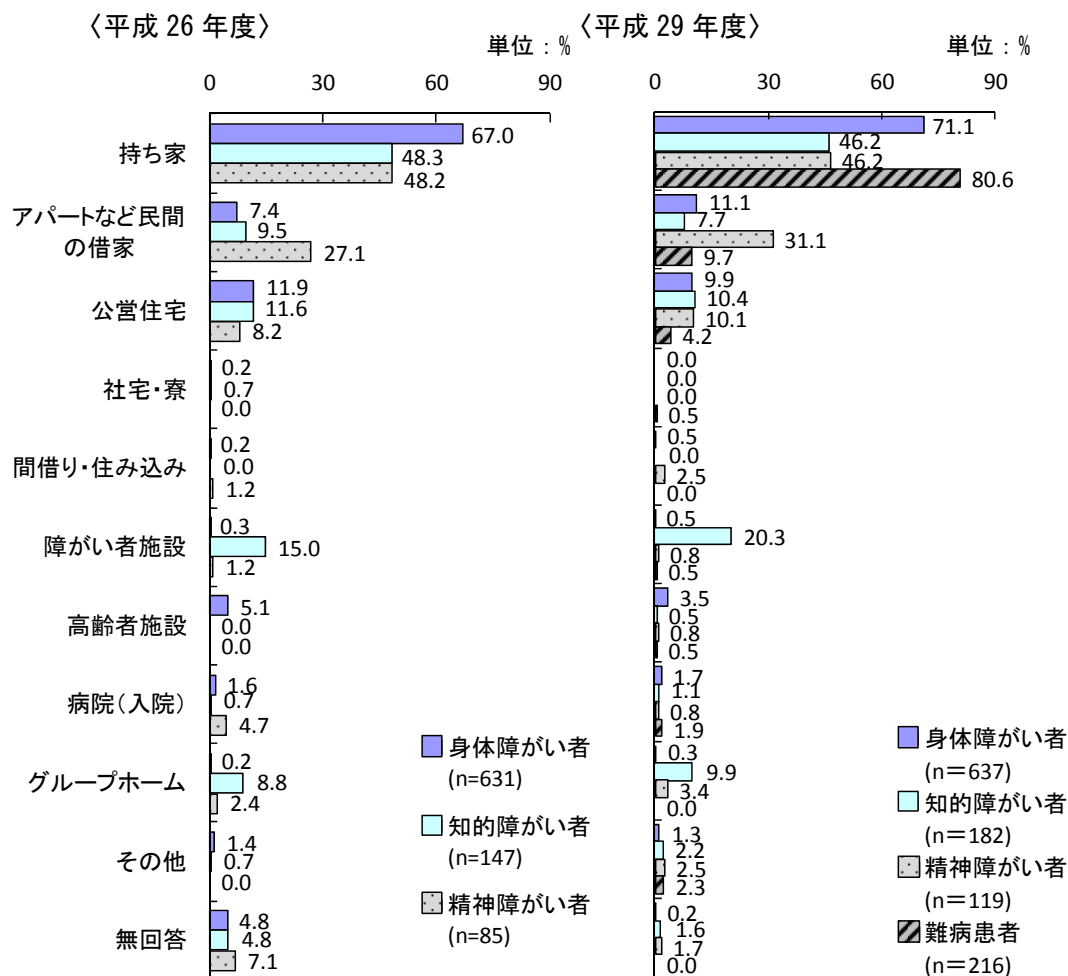


○身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者では「男性」が「女性」を上回っていますが、難病患者では「女性」が「男性」を上回っています。

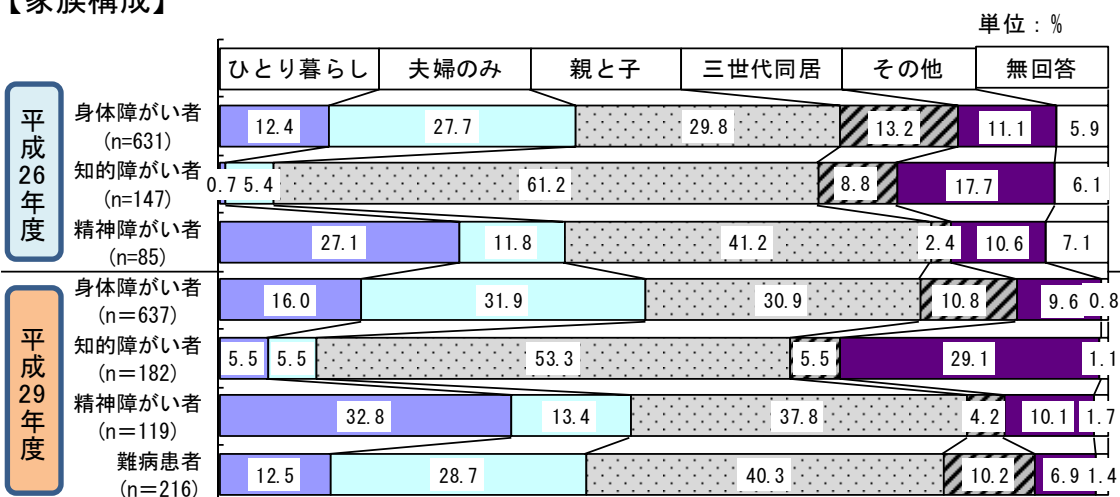
○平成 26 年度に比べると、精神障がい者では 40 歳代の割合が減少し、50 歳代の割合が増加しています。



【住まい】

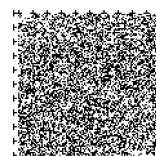


【家族構成】

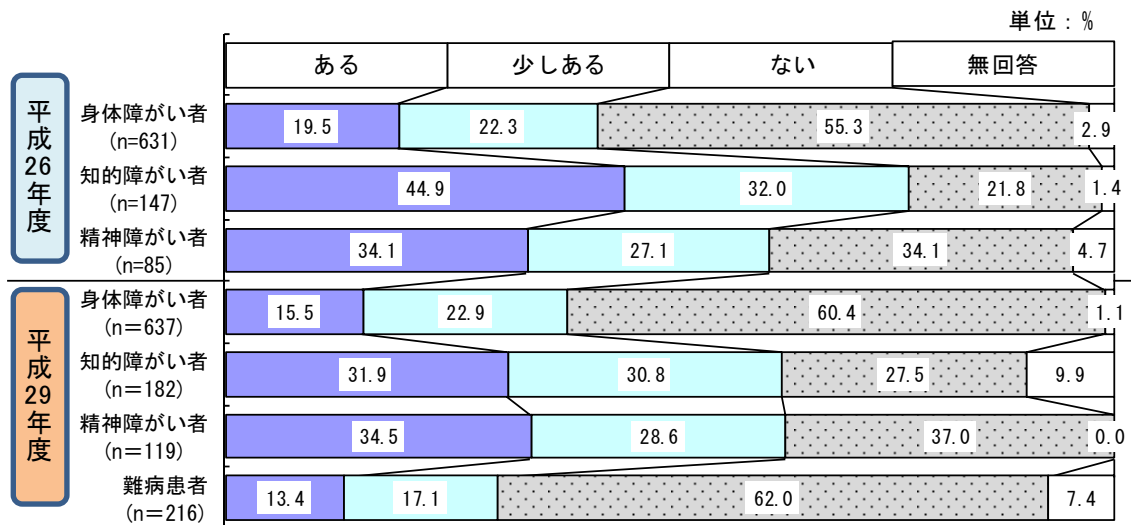


○住まいでは、平成 26 年度と傾向はあまり変わりませんが、身体障がい者では「持ち家」、知的障がい者では「障がい者施設」、精神障がい者では「アパートなど民間の借家」の割合が高くなっています。

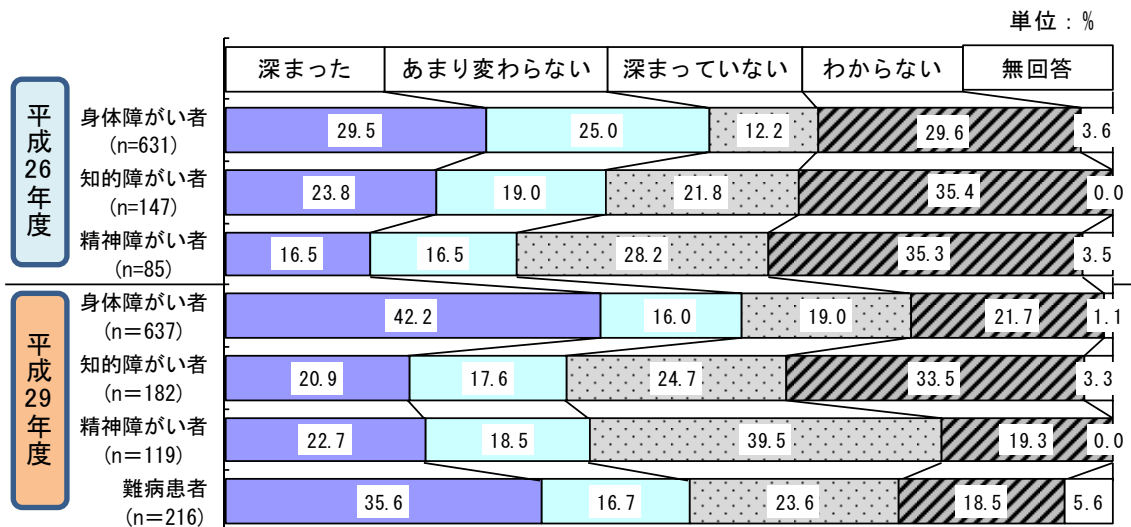
○家族構成は、平成 26 年度に比べると、いずれの障がいでも「ひとり暮らし」が高くなっており、特に知的障がい者では 0.7%から 5.5%まで上がっています。



【差別の経験】

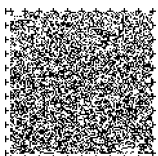


【世間の障害への理解】

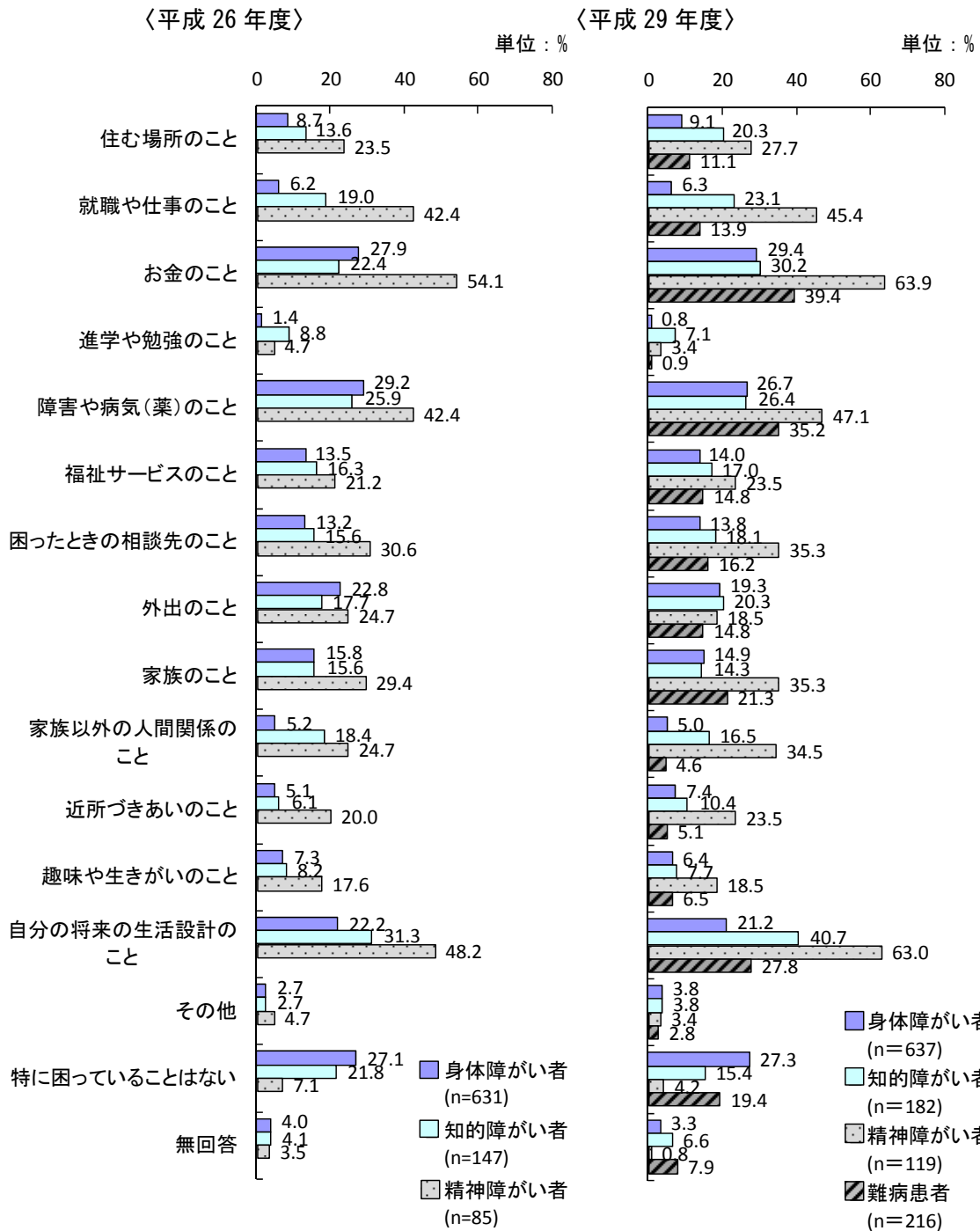


○差別の経験の有無では、平成26年度と比べると、身体障がい者と知的障がい者で「ある」の割合が下がっていますが、精神障がい者はほぼ変化がありません。

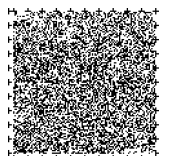
○世間の障害への理解は、平成26年度に比べると、身体障がい者と精神障がい者で「深まった」割合が上がっており、特に身体障がい者では12.7ポイント大きく上回っています。一方、知的障がい者では「深まった」割合が下がっており、また、「深まっていない」はいずれの障がい者でも増加しています。



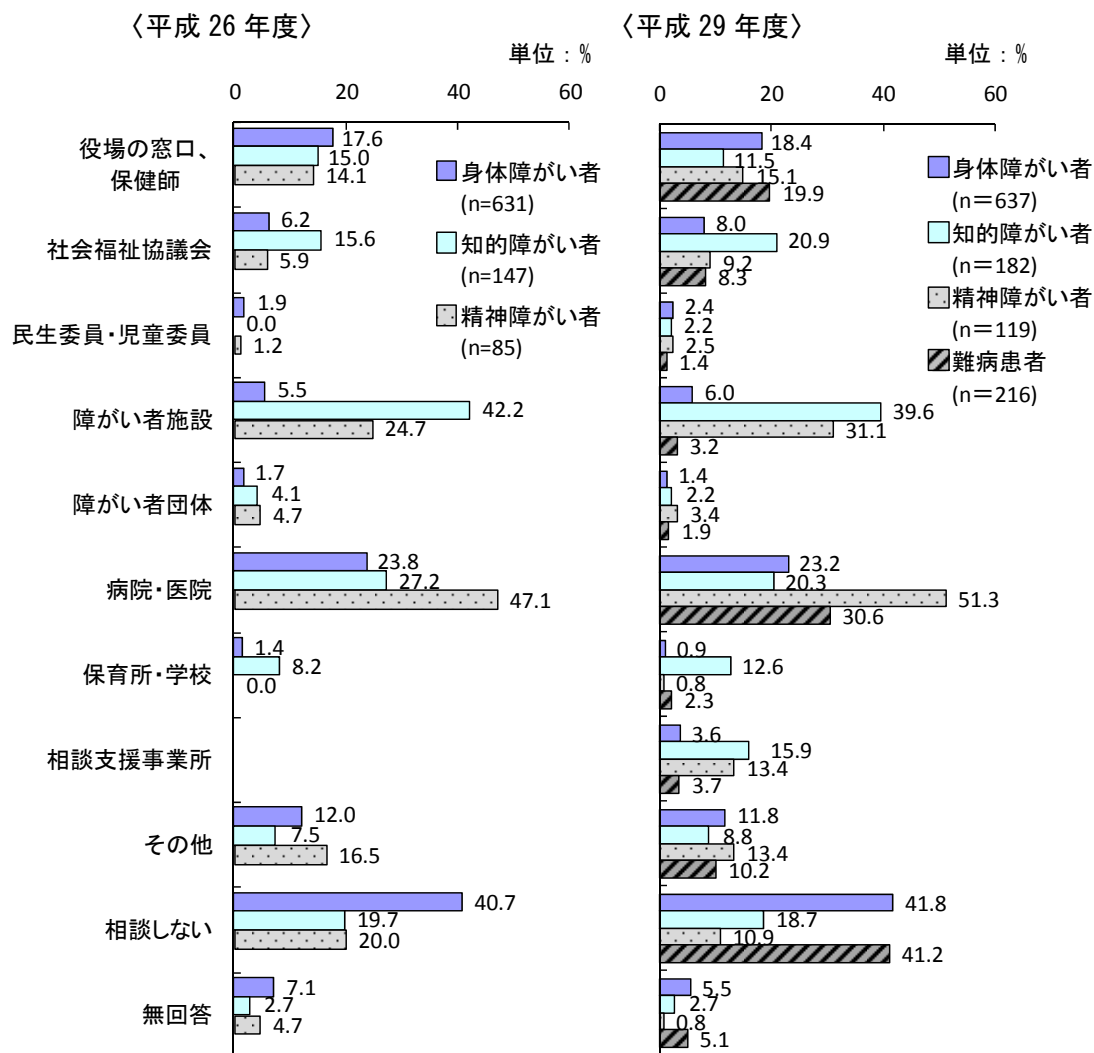
【困りごと・不安に思っていること】



○現在の困りごとや不安は、平成 26 年度と傾向はあまり変わりませんが、精神障がい者はいずれの項目でも全体的に割合が高くなっており、特に「お金のこと」と「自分の将来の生活設計のこと」が 10 ポイント前後上がっています。また、知的障がい者においても、「お金のこと」と「自分の将来の生活設計のこと」が平成 26 年度より上がっています。

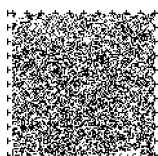


【家族以外の相談先】



※「相談支援事業所」は平成 29 年度からの追加項目となっています。

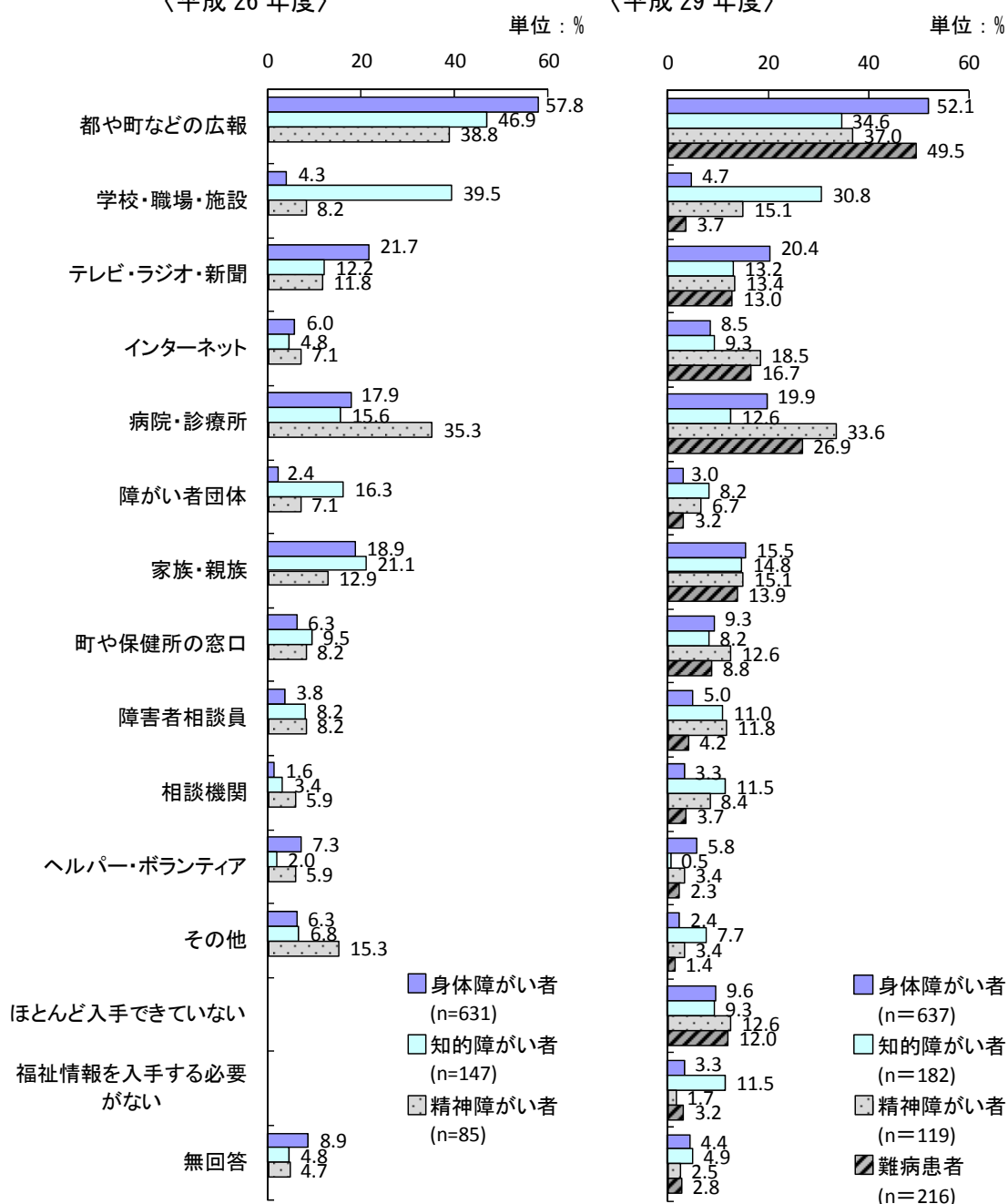
○家族以外の相談先は、平成 26 年度と傾向はあまり変わらず、「病院・医院」が最も高くなっています。平成 26 年度と比べると、「社会福祉協議会」と「民生委員・児童委員」がいずれの障がい者でも上がっています。また、精神障がい者の「相談しない」割合が 9.1 ポイント下がっています。



【福祉関連情報の入手先】

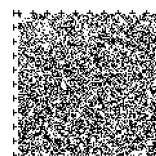
〈平成 26 年度〉

〈平成 29 年度〉



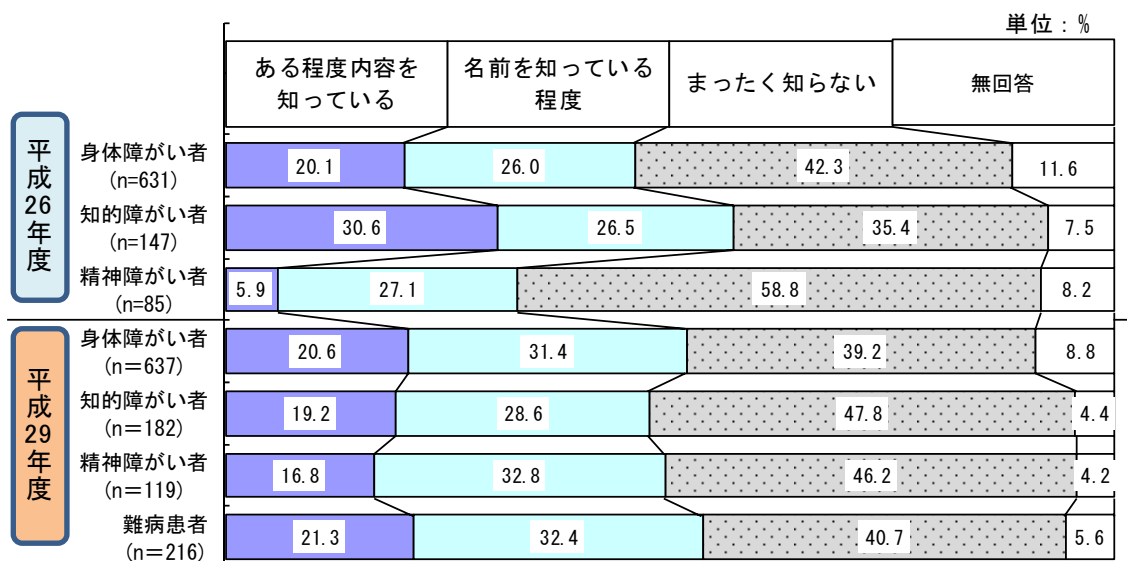
※ 「ほとんど入手できていない」、「福祉情報を入手する必要がない」は平成 29 年度からの追加項目となっています。

○福祉関連情報の入手先は、平成 26 年度と傾向はあまり変わらず、「都や町などの広報」が最も高くなっています。平成 26 年度と比べると、「インターネット」、「障害者相談員」、「相談機関」がいずれの障がい者でも上がっています。特に精神障がい者では「インターネット」の割合が 11.4 ポイント上がっています。

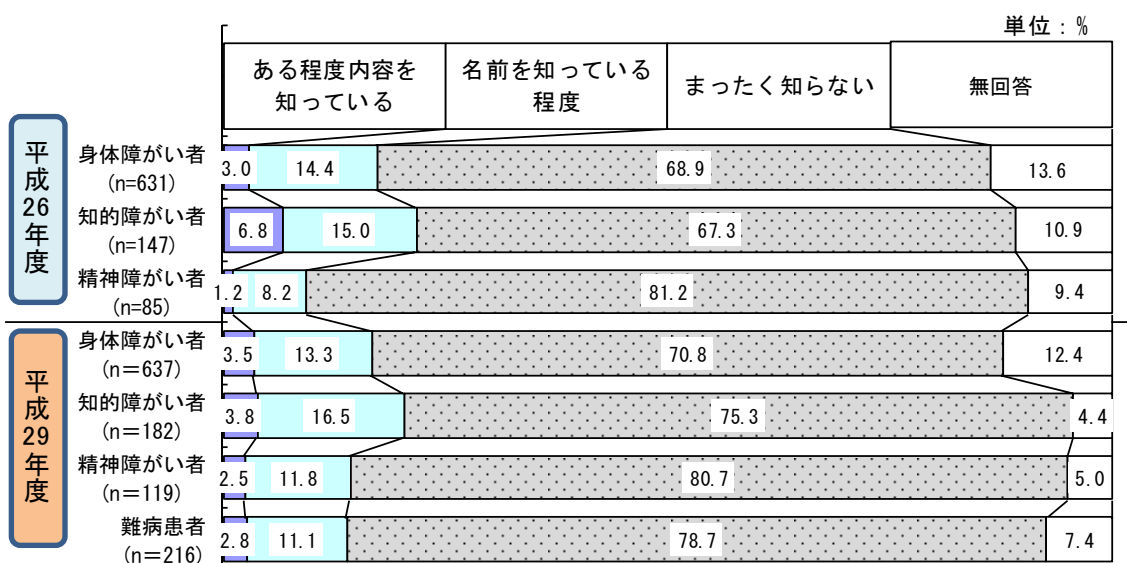


【制度・事業の認知状況】

〈成年後見制度〉

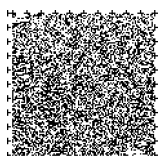


〈地域福祉権利擁護事業〉

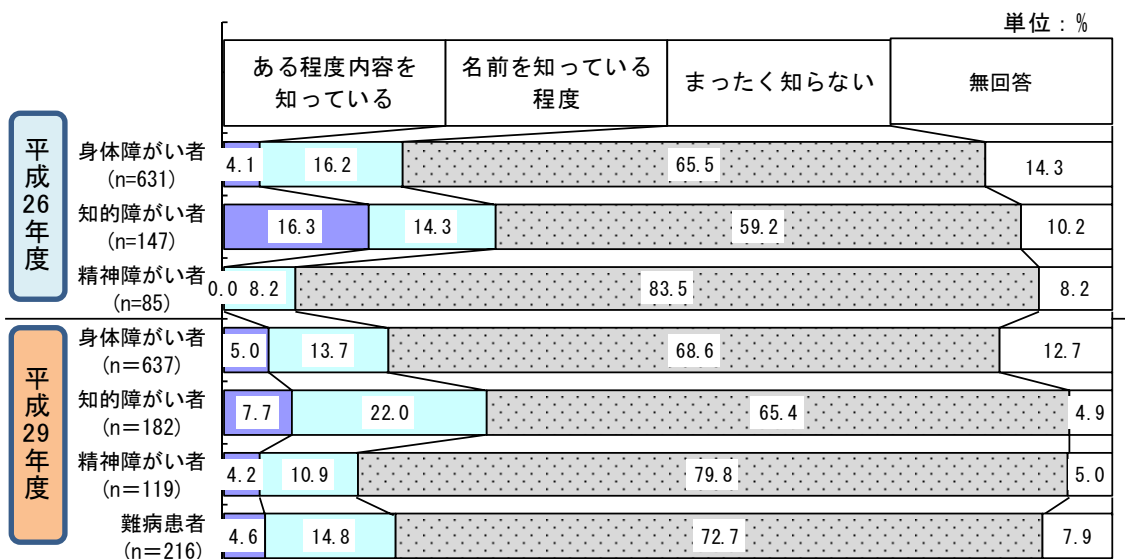


○成年後見制度では、平成26年度と比べると、「ある程度内容を知っている」割合は、知的障がい者で11.4ポイント大きく下がっていますが、反対に精神障がい者では10.9ポイント大きく上がっています。身体障がい者はほぼ変化がありません。

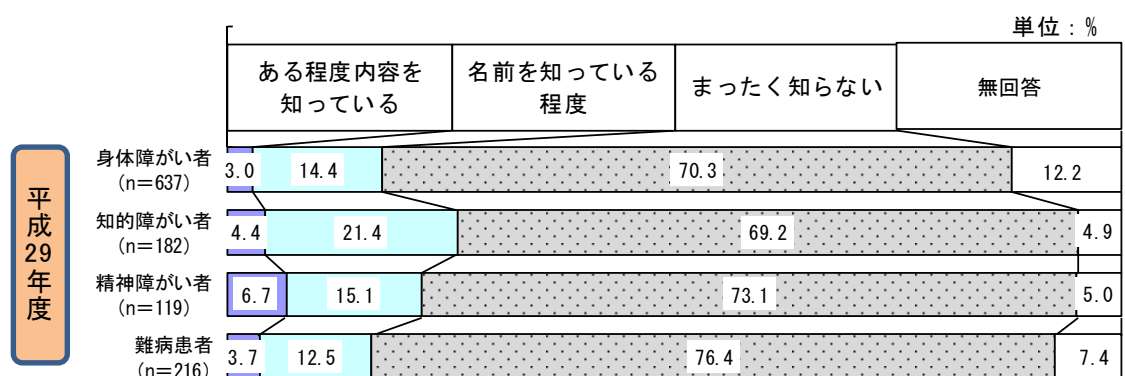
○地域福祉権利擁護事業では、平成26年度に比べると、「ある程度内容を知っている」割合は、知的障がい者で3ポイント下がっていますが、身体障がい者と精神障がい者ではわずかに上がっています。一方で「まったく知らない」は全体の7～8割を占めており、依然周知が行き届いていません。



〈苦情解決制度〉



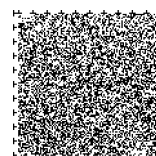
〈障害者差別解消法〉



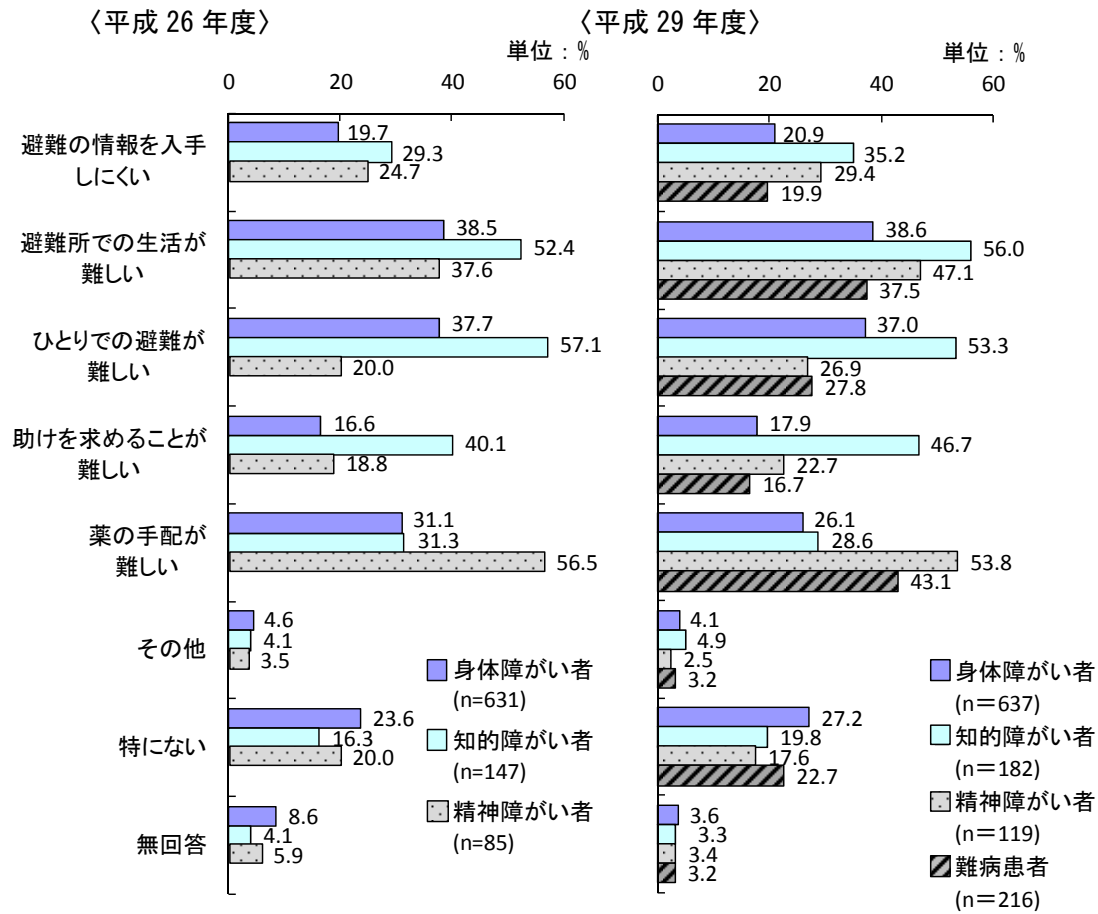
※「障害者差別解消法」は平成28年4月1日に施行されたため、今回からの追加項目になっています。

○苦情解決制度では、平成26年度と比べると、「ある程度内容を知っている」割合は、知的障がい者で8.6ポイント下がっていますが、身体障がい者と精神障がい者では上がっており、特に精神障がい者では4.2ポイント上がっています。

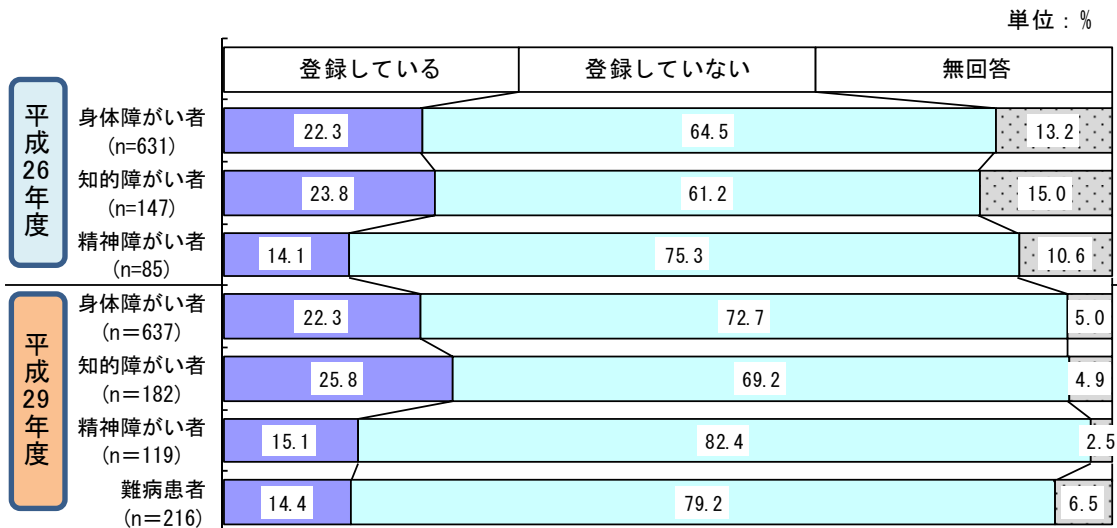
○障害者差別解消法では、「ある程度内容を知っている」割合は、いずれの障がい者でも1割を切っており、「名前を知っている程度」と合わせても2割前後となっています。反対に「まったく知らない」は7割前後を占めています。



【災害時に心配なこと】

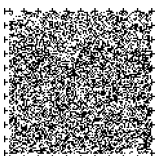


【災害時の支援登録制度】



○災害時に心配なことは、平成 26 年度と傾向はあまり変わりませんが、精神障がい者で「避難所での生活が難しい」が 9.5 ポイント上がっています。

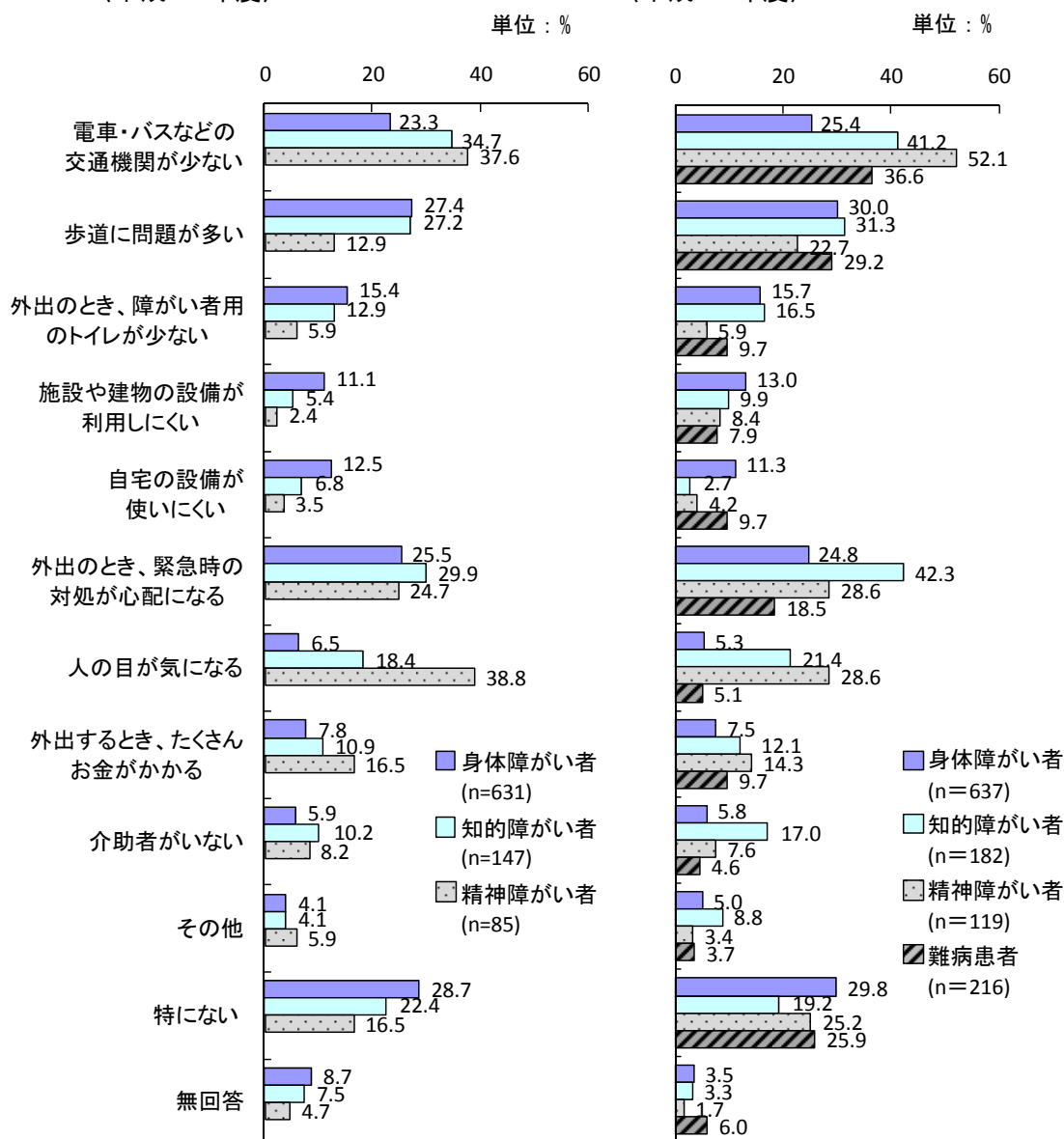
○災害時の支援の登録有無は、平成 26 年度に比べると、「登録している」は知的障がい者と精神障がい者でやや上がっていますが、全体的にあまり変わっていません。



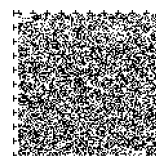
【日常生活での困りごと】

〈平成 26 年度〉

〈平成 29 年度〉

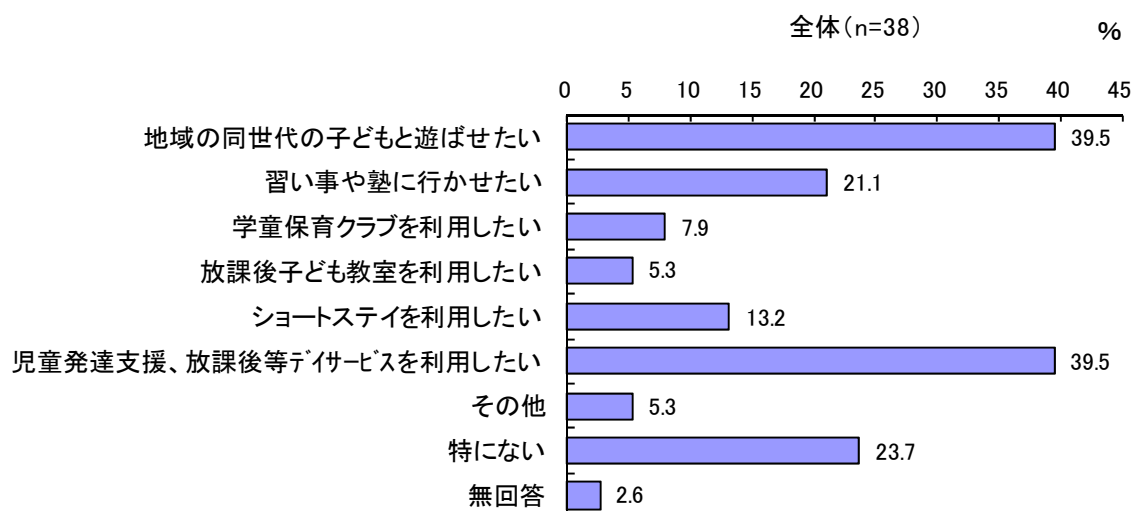


○平成 26 年度と傾向はあまり変わりませんが、「電車・バスなどの交通機関が少ない」、「施設や建物の設備が利用しにくい」は、平成 26 年度と比べるといずれの障がい者でも上がっています。また、知的障がい者では「外出のとき、緊急時の対処が心配になる」が 12.4 ポイント、精神障がい者では「電車・バスなどの交通機関が少ない」が 14.5 ポイント大きく上がっています。

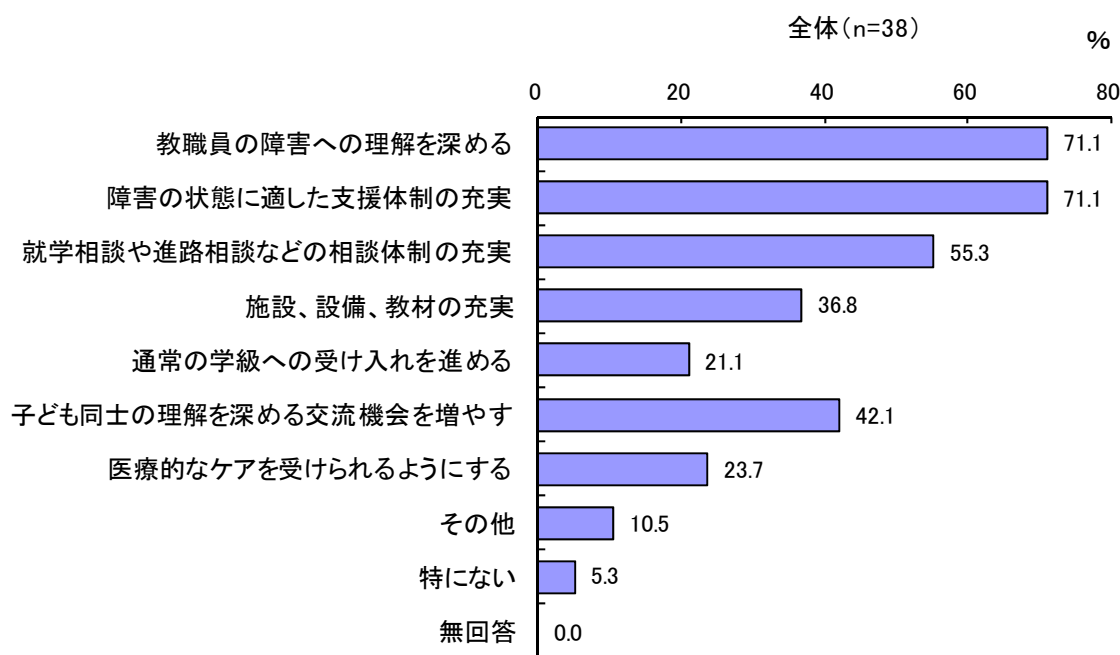


※「障がい児の教育・生活について」は第1期障害児福祉計画を策定するため、平成29年度からの追加項目となっています。

【放課後や長期休業中の希望する過ごしませ方】

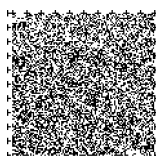


【障がい児の教育について保育所や学校に望むこと】



○放課後や長期休業中などで幼稚園や保育所、学校等にいる以外の時間の希望する過ごしませ方は、「地域の同世代の子どもと遊ばせたい」と「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」が共に39.5%と高くなっています。

○障がい児の教育環境について保育所や学校に望むことは、「教職員の障害への理解を深める」と「障害の状態に適した支援体制の充実」が共に71.1%と高くなっています。



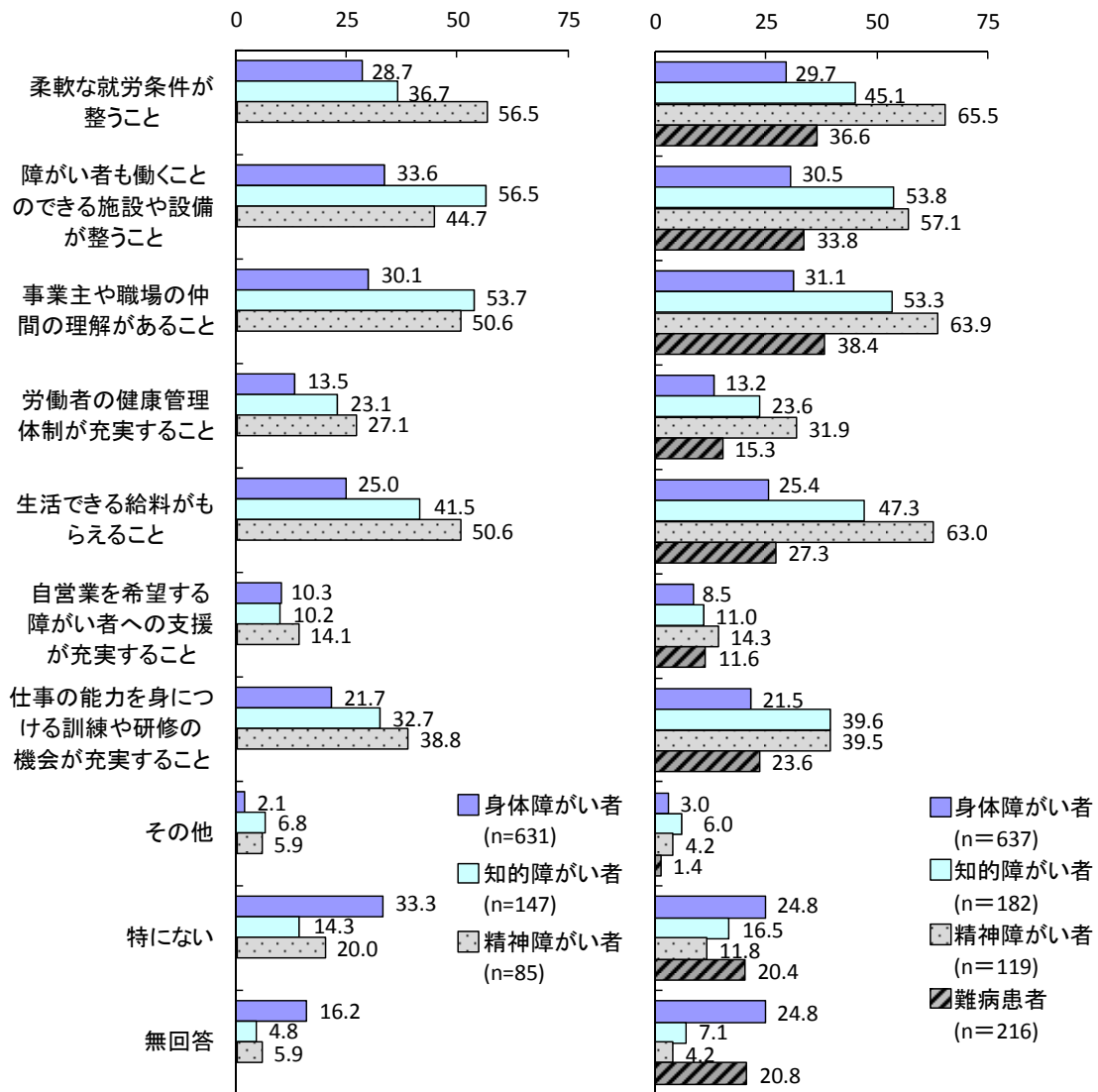
【働きやすい環境のために望むこと】

〈平成 26 年度〉

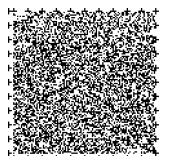
〈平成 29 年度〉

単位：%

単位：%



○働きやすい環境のために望むことは、平成 26 年度に比べると、精神障がい者はいずれの項目でも全体的に割合が高くなっており、特に「柔軟な就労条件が整うこと」、「障がい者も働くことのできる施設や設備が整うこと」、「事業主や職場の仲間の理解があること」、「生活できる給料がもらえること」が 10 ポイント以上大きく上がっています。



3 アンケート結果からみた課題

以下に、アンケート結果からみた課題を整理します。

(1) 障害に対する理解について

差別の経験は、平成 26 年度より身体障がい者と知的障がい者で改善していますが、精神障がい者では変化がありませんでした。また、世間の障害への理解も、身体障がい者では大きな改善が見られますが、知的障がい者と精神障がい者では「深まっていない」との回答が増えており、特に外見から判断しにくい精神障害に関する理解や配慮については、広く周知・啓発する必要があります。

(2) 障がい者の生活支援について

障がい者が不安に感じていることは、「お金のこと」と「自分の将来の生活設計のこと」が高くなっており、障がい者が健康で生きがいを持って地域社会で暮らしていくためには、就労を含めた安定的な経済基盤を確立することが求められています。

(3) 障がい者の暮らす環境について

災害時において、特に知的障がい者では、ひとりでの避難や助けを求めること自体が難しいとの回答が多くなっていますが、災害時の支援登録の割合は平成 26 年度よりあまり変化がないので、災害時の支援登録の周知を図る必要があります。また、精神障がい者と難病患者では避難所で薬の手配ができるか不安に感じています。

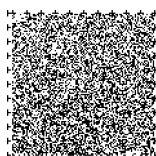
日常生活上では、公共交通機関や歩道の問題といった移動の面での困りごとを強く感じています。また、知的障がい者では外出時に緊急に対処が必要になる不安を抱えています。

(4) 障がい児の教育・生活について

障がい児の教育について、教職員の障害への理解を深めること、障害の状態に適した支援体制を充実することといった、各児童の特性に応じた教育や支援が求められています。

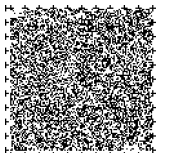
(5) 障がい者の雇用について

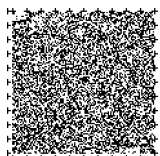
障がい者が生きがいを持って働くためには、職場や一緒に働く人の理解、障害の特性に適した就労条件や設備、安定した生活基盤を維持できる給料が求められています。





第3編 計画の基本的な考え方





第1章 基本理念

1 計画の概要

本計画では、平成27年度に策定された『瑞穂町第3次地域保健福祉計画』（平成28～32年度）にこれまで内包されてきた障がい者施策についての計画を、『瑞穂町障害者計画』として独立させると共に、その期間内における特定サービス事業計画である『瑞穂町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』となるため、『瑞穂町第3次地域保健福祉計画』の理念を継承し、個々の施策の実施や、事業の目標達成に向けて取り組んでいきます。そうした経緯を踏まえ、『瑞穂町第3次地域保健福祉計画』の基本的な考え方を基に、障害の有無にかかわらず、すべての住民が地域社会の構成員として共に支え合い包み合う（ソーシャル・インクルージョン）という考え方を共有し、瑞穂町の現状に寄り添った障害福祉の充実を目指し、町民との協働に基づき、施策の実施や事業の推進を図ります。

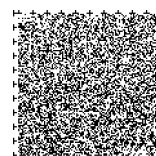
2 基本的な考え方

- ◆協働と参画のまちづくり
- ◆健康で安心して生活できる福祉のまちづくり
- ◆選択できる福祉サービス基盤の整備
- ◆保健福祉情報の一元化の推進
- ◆自立生活の基盤づくりへの支援
- ◆新しいつながりの構築
- ◆福祉文化の創造

3 基本理念

ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ

～すべての人を包み込む福祉社会を目指して～



第2章 基本目標

計画の基本理念「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ ～すべての人を包み込む福祉社会を目指して～」を実現するために、上位計画である『瑞穂町第3次地域保健福祉計画』の基本目標を踏まえ、町では次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1：ふれあい、ささえあいの地域づくり

基本目標2：障がい者福祉を進めるための体制づくり

基本目標3：障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

基本目標4：いきいきと暮らすための健康づくり

基本目標1 ふれあい、ささえあいの地域づくり

共生社会を実現するためには、障がいのある人もない人も、地域に住む全ての人々が共につながり、包み支え合うことが重要です。

そのために、障がいのある人とない人が交流できる機会や場の提供、福祉情報の発信、社会参加の促進等を通じて、共生社会の実現を目指します。

基本目標2 障がい者福祉を進めるための体制づくり

障がいのある人や障がい者団体、関係機関、行政等の連携・協働を緊密にしていくためには、体制や仕組みの整備、障害福祉に携わる人材の育成が求められます。

障害福祉をスムーズに進めていくため、人材の確保やサービスの質の向上等を図りながら、体制づくりに努めます。

基本目標3 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

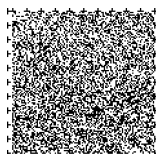
障がいのある人が住み慣れた地域で、安心・安全に暮らせるために、各人が抱えている障がいに寄り添った「暮らしやすい」と思える環境づくりに努めます。

また、地域包括ケアシステムを推進し、地域住民が障がい者やその家族等への理解を深めることや、災害時の避難体制の充実、就労支援等による生活基盤の確立等、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

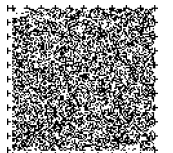
障がいのある人が、地域で様々な人と交流し、いきいきと暮らしていくためには、心身の健康の維持が必要です。

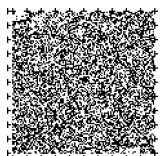
そのための保健事業及び医療体制の充実に取り組んでいきます。





第4編 障害者計画





第1章 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち
みずほ
すべての人を包み込む福祉社会を目指して

1 ふれあい、ささえあいの地域づくり

- (1) 地域での交流活動の推進
- (2) 福祉情報の発信
- (3) 利用しやすい施設的环境づくり
- (4) 障がいのある人の社会参加促進

2 障がい者福祉を進めるための体制づくり

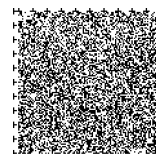
- (1) 地域福祉の担い手の養成
- (2) 地域における障害福祉教育・学習の推進
- (3) ボランティア・NPOの活動の推進
- (4) 相談体制の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上

3 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

- (1) 権利擁護の推進
- (2) ユニバーサルデザインの推進
- (3) 防災体制の充実
- (4) 障がいのある子どもと家庭への支援
- (5) 障がいのある人の就労支援

4 いきいきと暮らすための健康づくり

- (1) 保健事業の充実
- (2) 医療体制の充実



第2章 基本計画

基本目標1 ふれあい、ささえあいの地域づくり

基本施策(1) 地域での交流活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、共に支え合い包み合う共生社会を実現するためには、地域社会での助け合いが必要となります。障がいのある人や障がいのある子ども当人だけでなくその家族や支援者を含め、地域に定着するために、周囲や専門家等の支援が求められます。

アンケート調査では、地域でスポーツや文化、交流などの活動に「参加している」割合は1割半ばで、年を追うごとに減少しています。また、地域での交流活動などに「参加したい」割合は2割強にとどまり、「参加したいと思わない」は4割を占めており、その理由としては「どのような活動があるかわからないから」という回答が多くなっています。

【今後の方向性】

地域における交流や付き合いを深め、高齢の障がい者や障がいのある子どもを持つ家庭の孤立を防ぐために、交流できる場・機会の提供や支援活動を積極的に推進していきます。また、障がい者団体や事業所、社会福祉協議会等の関係機関と連携・協力しながら、地域における支え合い活動を支援していきます。

【取組】

①地域の子育てグループの支援

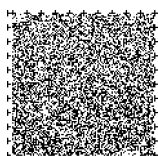
子育てひろば事業で交流を深めた親同士が、その後も継続的な活動ができるよう、グループづくりと活動の支援を行います。

②地域における交流の場づくりの推進

社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン」や各種の障がい者団体・ボランティア団体・NPOによる様々な活動の拡充、及びボランティアの開拓・養成に向けての支援を行います。

③交流のまちづくりの推進

共生社会を目指すために、誰もが障がい者支援を含めた地域福祉活動のために集まり、参加できるような仕組みづくりを図っていくと共に、各種の支援を通して、障がいのある人もない人も共に交流が育まれるようなまちづくり活動を推進していきます。



基本施策（２）福祉情報の発信

【現状と課題】

障害福祉サービスや様々な活動・イベント等の情報が、障がいのある人やその家族・支援者に届いて周知されることは、障害福祉の推進を図る上で欠かすことのできない要因となっています。

また、障害者基本法において「情報のバリアフリー化」、障害者差別解消法に基づく基本方針では「情報アクセシビリティの向上」が挙げられ、障がいのある人がその障害特性にかかわらず、円滑に情報を取得し、利用や発信ができるよう求められています。

アンケート調査では、福祉関連の情報を、「都や町などの広報」から得ている人が最も多くなっています。また、知的障がい者は「学校・職場・施設」、精神障がい者は「病院・診療所」など、日頃通っている場所から情報を得ている傾向にあります。また、パソコンやインターネットの利用状況も年々上昇しています。

【今後の方向性】

必要とときに、必要な人に、必要な内容が提供されるよう、分かりやすい表現による福祉情報の充実に努めながら、広報紙等の従来の周知方法に加え、パソコンやスマートフォン、タブレットなどのICTツールを積極的に利用し、効果的な情報の発信方法や情報伝達の充実にについて検討を続けていきます。

【取組】

①福祉情報の提供・広報活動の充実

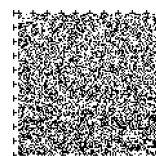
広報紙・ホームページの内容の一層の充実を図るほか、福祉情報冊子「瑞穂の福祉障がい者版」の作成など、障がいのある人への情報提供に努めます。

②地域資源情報の収集

地域でどのような活動が行われているのか、どのような人的・物的資源があるのか等、住民懇談会や地域ケア会議、自立支援協議会等を通じて、地域の資源情報の収集と発掘、及び資源の積極的な活用を進めていきます。

③障がい者理解の促進

毎年開催している障がい者理解促進のための運動会である「ふれあい運動会」や、障害者週間等におけるイベントを通じて、障害や障がい者に対する正しい理解の促進に努めます。



基本施策（３）利用しやすい施設の環境づくり

【現状と課題】

障がいのある人が地域の中で孤立することなく暮らすためには、住民が集う場や憩いの場に出掛けて、気軽に交流活動ができる環境が重要です。町の地域交流拠点としては、ふれあいセンター、コミュニティセンター、町民会館のほか、地区会館などの公共施設があります。

アンケート調査では、いずれの年度でも1割弱の障がい者が、「施設や建物の設備が利用しにくい」と感じています。合理的配慮の面からも、公共施設に限らず民間の施設においても、障がいのある人が利用しやすい設備や環境づくりが求められます。

【今後の方向性】

施設の利便性や利用者数の向上を図り、障がいのあるなしにかかわらず、交流できる環境づくりを促進します。

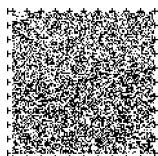
【取組】

①公共施設の利用促進

障がいのある人とない人のコミュニケーションや交流活動を促進するために、公共施設の整備や移動の支援など、運用の見直しを促し、福祉活動を行う拠点としての利用促進を図ります。

②交流の場づくり

ふれあいセンターを中心とした交流活動を進めていきます。また、コミュニティセンター等の利用については、担当課と連携しながら研究していきます。



基本施策（４）障がいのある人の社会参加促進

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で、生きがいを持って自分らしい生活を送ることができ、居住形態等の違いにかかわらず、誰でも気軽に地域や社会と交流を持てるようにすることが求められています。

アンケート調査では、地域での活動に参加できない理由として、「どのような活動があるかわからない」との回答が多くなっています。また、身体障がい者と難病患者では「障がいの重さや高齢だから」、知的障がい者では「参加の際に介助が必要だから」という理由が多くなっています。

【今後の方向性】

今後のさらなる高齢化を見据え、高齢者を含む障がいのある人の社会参加を図るため、外出を促す施策を増やすなどの支援が必要です。また、就業機会の提供や地域住民との交流等、誰でも気軽に交流が持てるよう支援を行います。

【取組】

①障がいのある人の社会参加の促進支援

ノーマライゼーションを実現するために、社会福祉協議会や障がいのある人の当事者団体、家族会などと連携し、障がいのある人の日中活動の場の確保や地域生活支援事業の充実を図ります。

②社会参加のための支援サービスの充実

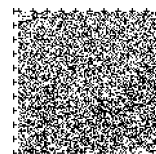
地域生活支援事業により、相談支援や移動支援、手話通訳の保障等コミュニケーション支援、支援者等の育成、障がいのある人が町民一般と同様に社会参加していくための支援サービスの充実を図ります。

③当事者活動の支援

障がいのある人自らが支援者となる当事者間活動や当事者団体の活動支援、協力ボランティアの育成支援を行います。

④福祉バスの充実

福祉バスのPRやバスの運行ルートの周知方法などを検証し、利用促進に努めます。



基本目標 2 障がい者福祉を進めるための体制づくり

基本施策（1）地域福祉の担い手の養成

【現状と課題】

公的な福祉サービスでは対応が難しい障がい者福祉の課題として、電球の交換やゴミ出しといった日常生活上の支障、悪質商法の被害等が挙げられます。これらの課題は、障がいのある人の地域での暮らしを妨げるもので、解決すべき生活課題となっています。

地域で生活をする障がいのある人にしかみえない地域の課題に迅速に対応することができるよう、障がい者福祉を含めた地域福祉活動を担う人材が不可欠です。

少子高齢化の影響から、今後も高齢者や障がいのある人自身も、地域福祉の担い手として活躍することが期待されています。地域福祉活動を担う人材の養成は、障がい者福祉の推進につながるだけでなく、担い手本人が生きがいをもつことにもつながります。

【今後の方向性】

地域での福祉活動の担い手を養成し、地域活動の中心的な役割を担う存在としての活躍を支えます。養成については、『瑞穂町第3次地域保健福祉計画』における6地域区分（圏域）の設定に基づき、それぞれの地域区分の実状等を勘案しながら進めていきます。

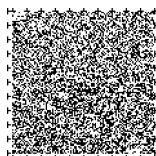
【取組】

①地域福祉の担い手の養成のための研究

ボランティアセンターみずほと連携し、ボランティアセンターに登録しているボランティアを地域福祉の担い手として養成するために研究を行います。

②地域福祉の担い手の活動支援

地域福祉の担い手としての活動を支援するため、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、役割や位置づけを明確化し、地域住民への周知・啓発を行います。



基本施策（２）地域における障害福祉教育・学習の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域に溶け込み、地域の一員として暮らしていくには、すべての町民が障害やその特性に関する知識や理解を深めていくことが重要です。

アンケート調査では、地域の人が障害を「理解している」と感じている割合は減少していますが、世間の障害に対する理解が「深まっている」と感じている割合は増加しています。

【今後の方向性】

共生社会の推進に向けた第一歩として、相互理解が必要になります。すべての町民が障害に関する知識や理解を深めていけるよう、福祉教育を推進し、講座の開催や体験する場の提供等を行います。

【取組】

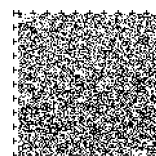
①障がい者福祉の理解促進

地域イベント等を通じて、福祉活動に気軽に参加できる機会を提供すると共に、今後障がい者福祉活動に取り組もうとしている地域のNPOや活動団体が開催する講座等を積極的に支援します。

②地域に開かれた福祉教育の実践

あらゆる場と機会を通じて、すべての町民に福祉の心が醸成されるように努めていきます。

また、子どもたちに福祉の心を芽生えさせ醸成するため、家庭、地域、学校が共に連携して、子どもたちが学ぶ機会や体験をする場をつくっていきます。



基本施策（３）ボランティア・NPOの活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域で暮らしていく中で、公的サービスでは補うことが難しい場合の対応として、ボランティアやNPOによる支援が不可欠になります。

様々な人にボランティア活動へ関わってもらう一方で、町民、NPO、行政等が連携・協働しながら、障がい者支援を進めていく必要があります。

【今後の方向性】

ボランティアやNPO活動への支援を行いつつ、ボランティア活動に関する情報提供や相談体制の充実等を図ることで、ボランティアやNPO活動の推進を図ります。

【取組】

①啓発活動の充実

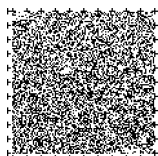
協働による障がい者支援を推進するために、ボランティアセンターみずほが行う各種のボランティア体験講座、入門講座の開催等を支援し、幅広いボランティア活動に取り組むためのきっかけづくりを進めます。

②相談体制や情報提供の充実

ボランティア活動をしたい人と必要とする人とのコーディネートや、活動相談・活動支援や地域のボランティア情報の発信地としての役割を担うボランティアセンターの充実を図ります。

③ボランティア・NPO活動への支援

障がい者支援を担うNPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を活かすことができるよう、福祉活動や事業への支援を行います。



基本施策（４）相談体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立して暮らしていくためには、相談できる体制が身近にあることが重要になります。また、発達障害や高次脳機能障害、難病患者等様々な障害に応じた適切な相談体制が求められています。

現在の福祉制度やサービスの内容とその手続きは複雑化しており、障害福祉サービス利用者への計画相談支援体制の充実を図る必要があります。

アンケート調査では、家族以外の相談先として、「病院・医院」、「役場の窓口、保健師」、「障がい者施設」が多く挙がっています。それ以外では、知的障がい者で「社会福祉協議会」を主な相談先に挙げている人が多くなっています。

【今後の方向性】

関係機関と連携しながら相談体制の充実を図り、相談しやすい環境の構築に努めます。また、計画相談支援をさらに周知し、利用の促進を図ります。

【取組】

①基幹相談支援センターの検討

地域の相談支援の拠点として幅広い機能を担う基幹相談支援センターについて、近隣自治体での設置状況やその効果を研究し、平成32年度までの設置を目指して検討します。

②相談体制の充実

障がいのある人の視点から相談しやすく、分かりやすい、ニーズに合った相談体制の充実を図ります。また、相談が気軽にできるよう、病院や事業所、社会福祉協議会と連携・協力し、専門家等によるバックアップ体制を取りながら、相談窓口の業務内容を充実していきます。

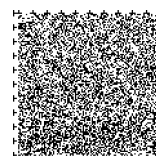
③関係機関との連携強化

庁内関係部局、関係機関、専門家等で、相談体制の連携を強化します。また、相談関係機関の団体に関しても、気軽に相談できるよう強化を図っていきます。

④自立や生活安定に向けた支援

西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ると共に、各種制度やサービスの周知に努めます。

また、ハローワークとの連携や就労移行支援・就労継続支援により、就労情報の提供、職業訓練の促進など、自立や生活安定に向けた援助を推進します。



基本施策（５）障害福祉サービスの質の向上

【現状と課題】

障害福祉サービスの質の向上には、サービスに関わる人材の育成が不可欠となります。また、障がいのある人それぞれの特性に応じたニーズを充足させるには、サービス提供に携わる人の能力や資質の向上が求められます。

また、地域住民が主体的な支え合いで育み、地域の資源を生かした仕組みづくりも求められています。

アンケート調査では、救護施設及び保育園・保育所の福祉サービスの利用者からの意見や要望、苦情を適切に解決する苦情解決制度（第三者委員）について、「ある程度内容を知っている」割合は4.5%にとどまっています。

【今後の方向性】

障がいのある人のニーズに対応できるよう、人材の育成やサービス向上等に努めると共に、多様な担い手を活用できる仕組みづくりを推進していきます。

【取組】

①福祉関係職員の資質の向上

障害福祉サービスの質の確保・向上を図るため、各種研修会や会議への職員参加を促進し、保健福祉関係職員の資質の向上に努めます。

②関係団体等への働きかけ

民間事業者、NPO、関係団体に対し、町ホームページの「瑞穂町総合人材リスト」等の活用も含め、人材育成関係情報を積極的に提供し、関係者の資質向上を働きかけます。

③苦情対応等に基づくサービスの質の向上

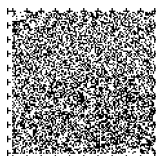
相談窓口や関係部局・関係機関等の相談窓口に寄せられたサービス利用者からの苦情を把握し、対応を図りながらサービスの質の向上に努めます。

④第三者によるサービス評価の支援

第三者機関によるサービス評価システムの普及定着に向けて、サービス提供事業者への周知・理解を図ります。

⑤地域共生型サービスの仕組みづくりの研究

障がい者と高齢者が同一事業所でサービスを受けやすくするための、障害福祉制度と介護保険制度との共生型サービスの研究を行っていきます。



基本目標3 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

基本施策（1）権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいや認知症等により判断能力が十分でない人が、安心して財産の管理や公的な手続きができるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知・充実を図っていくことが求められています。

さらに、支援を必要とする家庭に対して、民生委員・児童委員の活動を中心に、地域住民が声掛けや見守り活動等を行うことによって、地域からの孤立を防止することが重要になります。

アンケート調査では、成年後見制度の内容を「ある程度知っている」割合は約2割、地域福祉権利擁護事業は約3%で、3年前とほとんど変化していません。

【今後の方向性】

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知徹底や、関係機関等との連携を図り、権利擁護を推進していきます。

【取組】

①成年後見制度の周知

国で制定されている成年後見制度について、対象者となる判断能力の不十分な知的障がい者や精神障がい者等の家族・関係者等に周知していきます。

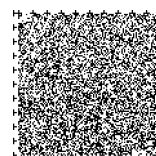
②地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業を実施している社会福祉協議会との積極的な連携を図っていきます。

③権利の擁護

障がいなどにより、意思・判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業を推進すると共に、消費者保護に関係する機関との連携を強化し、権利侵害の未然防止、早期解決を図ります。

また、障がいのある人の虐待に関わる通報や届出、支援等の相談を受け付ける瑞穂町虐待防止センターを設置し、障がいのある人に対する虐待防止や早期対応を進めます。



基本施策（２）ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

障害の有無や年齢等にかかわらず、誰もが使いやすい施設の整備等、すべての人を対象にしたユニバーサルデザインのまちづくりを、今後も進めていく必要があります。

アンケート調査では、「交通やバリアフリーといった移動の問題」を改善して欲しいとの声が、自由回答を中心に数多く寄せられています。

【今後の方向性】

「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って、瑞穂町でもユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

【取組】

①ユニバーサルデザインについての啓発

「東京都福祉のまちづくり条例」を踏まえ、ユニバーサルデザインの啓発に努めると共に、関係各所への周知を図ります。

②東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルへの対応

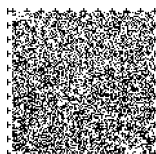
「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を踏まえ、事業者や設計者が建築物等を設計する上で、適合証交付請求書や届出書の提出を徹底していきます。

③公共施設の整備

公共施設、道路、公園等のユニバーサルデザイン化及び町内道路路線の歩道等の設置や歩道の段差解消を推進していきます。

④建築物等の整備

新築の町建築物については、ユニバーサルデザイン化に努めると共に、既存の建築物についても計画的に改善・整備を推進していきます。



基本施策（３）防災体制の充実

【現状と課題】

平成23年に発生した東日本大震災以降、防災に対する意識が高まっています。町でも平成26年3月に『瑞穂町地域防災計画』を修正し、自然災害や大規模事故災害に対する対策・対応を定めていますが、今後も地域と行政の双方向の情報提供・交換の仕組みを強化していくことが求められています。

アンケート調査では、災害時に心配なこととして、「避難所での生活」や「ひとりでの避難」が挙げられています。その他に、知的障がい者では「助けを求めること」、精神障がい者や難病患者では「薬の手配が難しい」と回答している人が多くなっています。また、災害時に支援を受けるための登録制度に「登録している」割合は減少傾向にあります。

【今後の方向性】

『瑞穂町地域防災計画』の下、防災意識の啓発や自主防災組織の充実・強化を進め、事業所や地域住民と連携しながら地域防災力の向上に努めます。

【取組】

①災害時要援護者の安全確保体制の整備

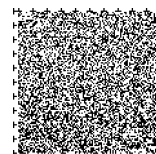
施設や資機材等のハード面の整備に加え、各防災機関による連携や事業所、町民の役割を明確にし、町民・行政・事業所が一体となって活動を行えるよう自主防災組織の強化を図り、日頃からコミュニティの充実に努めます。また、事業所においては自主防災組織を整備し、地域や行政との連携体制の推進を図ります。

②災害時要援護者への対応

災害時要援護者支援台帳を作成し、災害時要援護者の現状把握と共に、安否確認等災害時の援護活動が効率的に行えるよう、実態の把握や災害時要援護者マップの整備を行います。

③災害時ボランティアの育成と連携体制

行政と異なる立場から被災者の救済や災害の除去を行うボランティアやNPOは、大規模災害において重要な役割を担っています。社会福祉協議会では、毎年の防災訓練に合わせ災害ボランティアセンターの設置訓練を行っており、今後も災害ボランティアの育成と連携体制の強化に努めます。



基本施策（４）障がいのある子どもと家庭への支援

【現状と課題】

障がいのある子どもが地域の中に自然に溶け込んで、伸びやかに成長するためには、地域や幼稚園、保育所、学校等の障害への理解が求められます。また、障がいのある子どもを持つ親の精神的負担の軽減が必要となります。

アンケート調査では、幼稚園、保育所、学校等にいる以外は、子どもに「同世代の子どもと遊んで欲しい」、あるいは「児童発達支援や放課後等デイサービスを利用したい」という回答が多く挙がっています。

【今後の方向性】

町内に住む障がいのある子どもが、自分らしくいきいきと健やかに育つことができるよう、障がいのある子どもやその保護者への様々な支援を行います。

【取組】

①相談支援体制の充実

障がいのある子どもを持つ親の精神的負担を軽減し、障がいのある子どもの発達を促すために、相談支援体制の充実を図り、相談者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。また、それに伴い関係機関との連携を強化します。

②発達障害等支援の充実

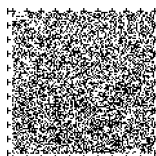
自閉症や学習障害（LD）など、その傾向にある子どもと親に対し、必要とする支援を行うことができる体制の確立を目指します。

③障がいのある子どもをもつ親を対象とした子育てサロンの推進

障がいや発達に遅れのある子どもをもつ親同士が交流し、同じ悩みを持った仲間づくりや情報交換、子育て相談等を行う子育てサロンを検討します。

④未就学障がい児の受け入れについての対応の充実

未就学児の教育について、障がい児を持つ親に寄り添える柔軟な対応ができる組織づくりを目指し、情報提供等を充実していきます。



基本施策（５）障がいのある人の就労支援

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で、いきいきとした自分らしい生活を送るためには、生きがいと安定した経済的基盤が不可欠です。そのためには就労による社会参加と継続的な所得が必要になります。

アンケート調査では、障がいのある人が働きやすい環境になるために、「事業主や職場の仲間の理解」、「柔軟な就労条件」、「施設や設備の整備」、「生活できるだけの給料」を望んでいる回答が多くなっています。

【今後の方向性】

障がいのある人の就労を支援するために、福祉と雇用の連携による就労支援体制の強化に努めると共に、一般就労だけではなく中間的就労などを含め、柔軟な就労条件を視野に入れた支援を進めていきます。また、「障害者優先調達推進法」の下、施設等が提供する物品やサービスの優先調達に努めます。

【取組】

①瑞穂町障害者就労支援センター

障がいのある人の就労意欲の向上及び一般就労の促進、中間的就労の検討を図ります。また、就労支援や生活支援を通じ、自立を目指します。

②瑞穂町福祉作業所「さくら」

利用者一人ひとりに対するきめ細かい対応を通じ、就労支援事業を行います。今後も利用者の視点に立った事業を行います。

③瑞穂町精神障害者共同作業所「ころぼっくる」

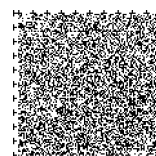
利用者の状態の把握や、瑞穂町障害者就労支援センターとの連携等、様々な方法で就労支援につながる取り組みを行います。

④公共職業安定所（ハローワーク）等との連携

ハローワークや企業、特別支援学校、事業所、自立支援協議会等と連携を図りながら、障がいのある人の就労支援体制の充実を図ります。

⑤優先調達の推進

「障害者優先調達推進法」に基づき、契約主管課である企画部管財課契約係や企画課財政係とも連携し、障がい者就労施設等からの優先調達をさらに進めていきます。



基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

基本施策（1）保健事業の充実

【現状と課題】

障害を早期発見し、適切な療育や治療、リハビリテーションを受けられる環境づくりを進める必要があります。また、障害の早期発見により、家族や支援者の精神的な負担を軽減し、受け入れや支援体制を整えることができます。

また、障害につながる疾病や生活習慣病の予防を図り、いつまでも元気で自立した生活を営むために、定期的な健康診査や適度な運動、予防接種などの予防事業が必要となります。

【今後の方向性】

町における保健事業（母子保健事業、健康増進事業、予防接種事業）の推進・充実を図ります。

母子保健事業については、妊婦から就学前までの幼児を中心に保健事業を実施し、障害の早期発見及び、適正な時期に相談や療育を受けられるように支援していきます。

健康増進事業については、生活習慣病の予防の推進等を図り、各種予防事業を実施していきます。

予防接種事業については、国が接種を勧奨する定期接種と合わせ、任意接種の中でも特に重要なものに対して、その接種費用の助成等を行い、予防接種の確実な実施を図っていきます。

【取組】

①母子保健事業の充実

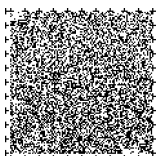
妊婦や乳幼児を対象とした各種健康診査、妊娠届出時の妊婦面接、保健師等による妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問、各種相談・講習会事業等、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を行います。

②健康増進事業の充実

健康寿命の延伸という目標の下、生活習慣病の予防、健康づくりの意識の向上などに重点を置きながら、定期健康診査、生活習慣の改善を目的とした各種相談・健康教育等の健康増進事業を実施していきます。

③予防接種事業の充実

予防接種の確実な実施のため、情報提供の強化や町独自の助成等について周知を徹底します。



基本施策（２）医療体制の充実

【現状と課題】

障害福祉サービスを十分に提供するためには、保健・医療と連携した総合的な支援が必要となります。そのためには、診察や診療、相談など様々な面で医療機関や保健所、事業所との連携を図り、支援体制を整備していくことが求められます。また、精神障害や発達障害、高次脳機能障害などについては、より専門的な相談や診療といった支援が必要となります。

【今後の方向性】

障がいのある人それぞれの特性に応じた適切な医療・歯科医療サービスが受けられるよう、医療機関や保健所等と連携を図ります。

また、障がいのある人が身近な地域で診療や健康診査等の相談が受けられるように、地区医師会と連携しながら、「かかりつけ医」の普及・定着を推進していきます。

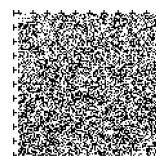
【取組】

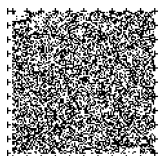
①地域医療の充実

身近な地域で日常的な診察・医療を受け、健康や障害の相談等ができる診療所等のかかりつけ医やかかりつけ歯科医などを持つことの重要性の周知と意識の向上を図ります。また、町内医療機関等、中核病院との連携を強化し、地域医療連携を推進し、医療体制の充実を図ります。

②関係機関との連携

医師会や歯科医師会、民間事業所等の関係機関との連携を図ることで、障がいのある人それぞれのニーズや課題に共同で取り組み、障害福祉サービスの充実に努めます。また、生活習慣病予防等についても、事業の充実を目指します。

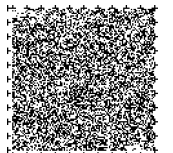


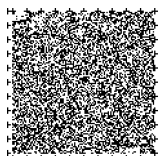




第5編

障害福祉計画・ 障害児福祉計画

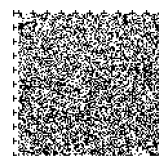




第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標

市町村障害福祉計画・障害児福祉計画では、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)に基づき、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」、「障害児支援の提供体制の整備」について、数値目標(「成果目標」)を設定することが求められています。

町では、これらの内容に留意しつつ、町の特性や基盤整備の状況を踏まえて、本計画においては、第4期計画に引き続きこれらの数値目標を大枠で継承し、計画終了年度(平成32年度)における実現を目指すこととします。



1 「福祉施設入所者の地域生活への移行」の目標（継続）

◆国の考え方（要旨）

福祉施設入所者の地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点において、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅（家庭復帰を含む）等に移行する人の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

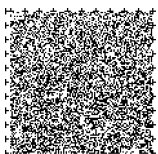
数値目標の設定に当たっては、平成29年3月31日時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとすると共に、これにあわせて平成32年度末の施設入所者数を平成29年3月31日時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本としつつ、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することを基本とします。

◆町の考え方と基本目標

平成29年3月31日時点での施設入所者数は19人であり、町では、平成32年度末までにそのうちの1人が地域生活に移行することを目指します。

また、町の状況等を考慮して平成32年度末の施設入所者数は29年度末と変わらず横ばいに推移する見込みとなっているものの、削減に向けた取り組みは継続していきます。

項目	数値	考え方
平成28年度末の施設入所者数（A）	19人	平成29年3月31日時点の人数
<u>【目標値】地域生活移行者数（B）</u>	1人 (5.3%)	平成29年3月31日時点の施設入所者の人数を基準に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて算出。平成32年度末までに、施設入所からグループホーム等へ地域移行する予定の人数
新たな施設入所支援利用者（C）	1人	平成32年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成32年度末の入所者数（D）	19人	平成32年度末の利用人員見込み { (A - B) + C }
<u>【目標値】入所者削減見込み（E）</u>	0人 (0%)	差引減少見込数（A - D） 平成29年度末時点の施設入所者数から平成32年度末時点の施設入所者数を差し引いた入所者削減見込み人数



2 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の目標（新規）

◆国の考え方（要旨）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、平成32年度末までに、全ての市町村あるいは複数市町村の共同で、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。

また、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標値を設定します。

◆町の考え方と基本目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、「瑞穂町精神保健業務連絡会（町、東京都西多摩保健所、東京都多摩精神保健福祉センター、瑞穂町精神障害者地域活動支援センター）」、自立支援協議会など既存の会議体を活用することを検討します。

精神病院に1年以上入院している人が、地域生活に移行した後に安定した生活が送れるよう、東京都が区市町村ごとの入院患者数から推計した基盤整備量を勘案し、町の障害福祉サービス等の基盤整備量の目標値を設定します。

項目	数 値	考 え 方
【目標値】 地域生活基盤整備量 （利用者数）	9人	精神病院に1年以上入院している患者のうち、地域の精神保健医療福祉体制の整備により、地域生活へ移行できる人数
	65歳以上 5人	
	65歳未満 4人	

3 「地域生活支援拠点等の整備」の目標（継続）

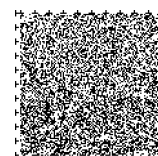
◆国の考え方（要旨）

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点若しくは面的な体制）について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上整備することを基本とします。

◆町の考え方と基本目標

町では、平成32年度までに、地域生活支援拠点の整備を1か所とする目標を定める予定ですが、面的整備による整備を行うに際しては、中核となる相談事業所などを設定する必要があります。基幹相談支援センターが設置できれば、これを中心にして、グループホームと短期入所施設を組み合わせたネットワークにより拠点整備を図ることを検討します。

項目	数 値	考 え 方
【目標値】 拠点数	1か所	平成32年度末までに各市町村又は各圏域において整備される予定の拠点の数



4 「福祉施設から一般就労への移行」の目標（拡充）

◆国の考え方（要旨）

平成32年度において、障がい者の福祉施設利用者のうち、「就労移行支援」事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数を、平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本とします。

就労移行支援事業の利用者については、平成32年度末時点で、同28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指します。

事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

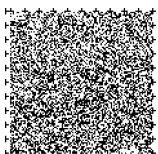
また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とします。

◆町の考え方と基本目標

町では、平成32年度に福祉施設から一般就労へ移行する人の数を12人とすることを目指します。

就労移行支援事業の平成32年度末の利用者数を13人とすることを目指すと共に、同32年度末時点で就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数が全体の50%以上とすることを目指し、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率の目標を50%とします。

項目	数値	考え方
平成28年度の年間一般就労移行者数	8人	平成28年度において一般就労した人の数
【目標値】 平成32年度の年間一般就労移行者数	12人	平成32年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労する予定の人数
【目標値】 就労移行支援事業の平成32年度末利用者数	13人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用していた人数11人より18.2%増加
【目標値】 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	100%	平成32年度末時点で就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合
【目標値】 就労定着支援事業開始1年後の職場定着率	50%	就労定着支援事業による支援開始時点から1年後の職場定着率



5 「障がい児支援の提供体制の整備」の目標（新規）

◆国の考え方（要旨）

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上、市町村単独あるいは圏域において設置することを基本とします。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村あるいは圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えありません。

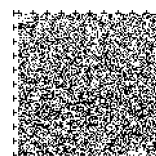
◆町の考え方と基本目標

児童発達支援センターの設置について、平成32年度までに1か所を目標としていますが、設置に係る補助金の要件を満たすことが前提となるため、東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業のメニューとして用意されている区市町村発達障害者支援体制整備推進事業などを活用し、専門職を配置して発達障がい児（者）の支援を行うことを検討します。

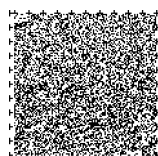
保育所等訪問支援の利用を可能にする体制の構築について、従前のように町が直接的に事業を実施するというより、障害福祉サービスを提供できる多様な主体においてサービス提供を担うことが、現在主流となっている状況から、保育所等訪問支援事業を提供できる事業者が進出してくるかどうかポイントとなります。

児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所の確保について、町では、現在、放課後等デイサービス事業所が1か所あります。放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所が各々もう1か所程度の設置を望まれており、良質なサービスを提供できる事業所の設置に向けた支援を行う必要があると考えます。

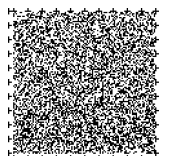
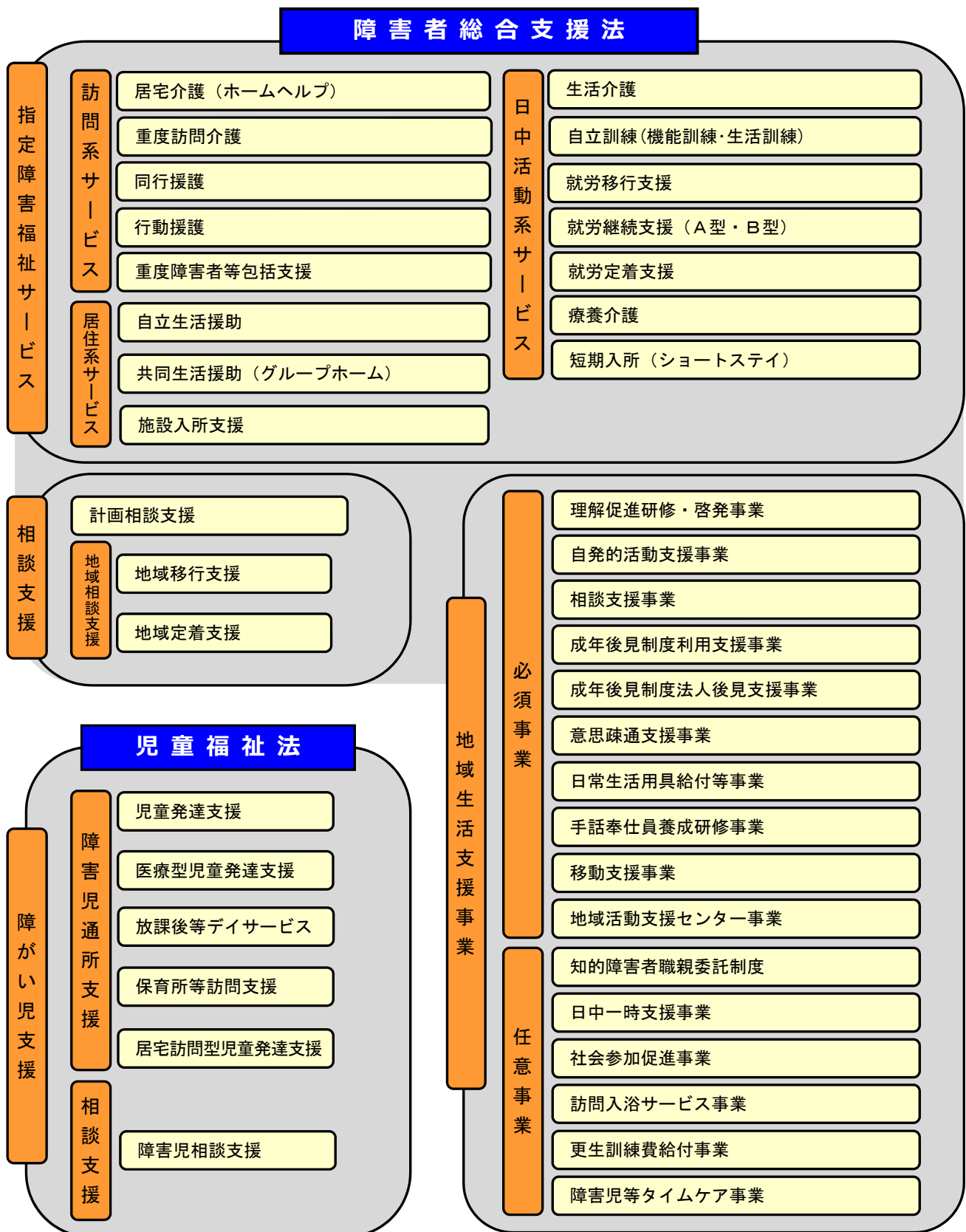
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、各関係機関の関係者が委員となっている協議会（自立支援協議会）の活用を検討します。



項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 児童発達支援センター数	1 か所	平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域において設置される予定の児童発達支援センターの数
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	平成 32 年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1 か所	平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域において設置される予定の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1 か所	平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域において設置される予定の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置	実施	平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域において医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置



第2章 活動指標の体系図

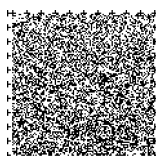


第3章 障害福祉計画の活動指標

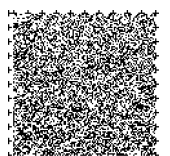
1 サービス見込量の考え方

必要なサービス提供量については、以下の考え方に基づいて見込みました。

サービス種別		サービス見込量試算の考え方
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	これまでのサービス利用者数を基礎として、利用者数の伸びや退院可能な精神障がい者の新たな見込数に、重度視覚障がい者の同行援護の見込数を加え、障がいのある人のニーズ等を踏まえて算出しました。
日中活動系	生活介護	現在の法定施設の利用者のうち、障害支援区分に該当する人の見込数を基礎として、現在の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を踏まえると共に、新たに生活介護サービスの対象者と見込まれる人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	現在の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行目標、平均的なサービス利用期間等を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労移行支援	推計に際しては、以下の①～③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案してサービス見込量を算出しました。 ①福祉施設利用者の一般就労への移行目標が達成できるよう、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数 ②特別支援学校卒業予定者等、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる人の数 ③退院可能な精神障がい者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行支援事業の対象者と見込まれる人の数
	就労継続支援（A型）	就労継続支援（A型）の対象者として適切であると見込まれる数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労継続支援（B型）	就労継続支援の対象者として見込まれる数からA型の見込数を除いた数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	就労定着支援	就労移行支援の利用により、一般就労へ繋げた方のうちの9割以上をサポート対象者として見込み、算出しました。
	療養介護	現在の重症心身障害児施設の対象者を基礎として、近年の利用者の伸び等を勘案してサービス見込量を算出しました。
	短期入所	現在の短期入所の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる人のニーズ等を踏まえてサービス見込量を算出しました。



サービス種別		サービス見込量試算の考え方
居住系	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームから地域での一人暮らしを希望している方の状況を基礎とし、その希望者数と実際に移行が出来ている人の割合から、新たにサービス利用が見込まれる人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	共同生活援助	施設入所からグループホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行目標が達成されるよう、現在の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び、退院可能な精神障がい者を含め、新たにサービス利用が見込まれる人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
	施設入所支援	現在の施設入所者を基礎として、施設入所者の地域生活への移行目標数を除いた上で、グループホーム等での対応が困難な人の利用といったサービス利用の必要性が高いと判断される人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。
相談支援		障害福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者等、「サービス等利用計画」を作成して計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人の数と計画の見直しをする人の数を勘案してサービス見込量を算出しました。



2 サービス見込量一覧

(1) 訪問系サービス

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援	延べ時間数/月	1,378	1,488	1,607

(2) 日中活動系サービス

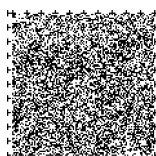
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	実利用者数/月	58	61	64
自立訓練	機能訓練	1	1	2
	生活訓練	5	6	6
就労移行支援	実利用者数/月	12	12	13
就労継続支援	A型（雇用型）	2	2	3
	B型（非雇用型）	102	105	108
就労定着支援	実利用者数/月	11	11	12
療養介護	実利用者数/月	3	3	3
短期入所（ショートステイ） 【福祉型】	実利用者数/月	35	36	37
短期入所（ショートステイ） 【医療型】	実利用者数/月	5	6	6

(3) 居住系サービス

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	実利用者数/月	1	1	2
共同生活援助	実利用者数/月	34	34	34
施設入所支援	実利用者数/月	19	19	19

(4) 相談支援（サービス等利用計画の作成）

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	実利用者数/月	42	43	44
地域相談支援	実利用者数/月	2	2	2
	地域移行支援	1	1	1
	地域定着支援	1	1	1



3 訪問系サービス

【サービス内容】

①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③同行援護

重度視覚障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行います。

④行動援護

知的、精神障がい者（児）で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【事業量見込】

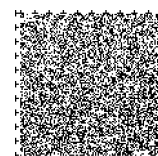
平成32年度の事業量は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計で月間延べ1,607時間分と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ時間数/月	1,378	1,488	1,607

【訪問系サービスにおける見込量確保のための方策】

「第4期計画」に引き続き障害の特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

また、「重度訪問介護」や「重度障害者等包括支援」については、サービス内容や対象者等について十分な情報を提供すると共に、実施事業者の確保に努めます。



4 日中活動系サービス

(1) 生活介護

【サービス内容】

常にサービスを必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うと共に、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【利用者像】

- ・障害支援区分3以上（施設入所者は区分4以上）
- ・年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所の場合は区分3以上）

【事業量見込】

平成32年度の事業量は、月間実利用者人数を64人と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月	58	61	64

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービス内容】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【利用者像】

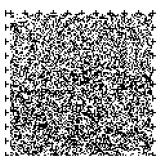
機能訓練…地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持、向上などを図るための理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーション支援が必要な身体障がい者など

生活訓練…地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等を図るための支援、併せて日常生活上の相談支援事業者や障害者就労支援センターなど、関係サービス機関との連絡調整が必要な知的、精神障がい者など

【事業量見込】

平成32年度の事業量は、「機能訓練」月間実利用者人数を2人、「生活訓練」月間実利用者人数を6人と計画します。

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
機能訓練	実利用者数/月	1	1	2
生活訓練	実利用者数/月	5	6	6



(3) 就労移行支援

【サービス内容】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【利用者像】

一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じて適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の人

【事業量見込】

平成32年度の事業量は、月間実利用者数を13人と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月	12	12	13

【見込量確保のための方策】

平成23年12月より開所した「瑞穂町障害者就労支援センター」の一層の周知と活用促進を引き続き図り、見込量を確保していきます。

(4) 就労継続支援（A型・B型）

【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

「A型（雇用型）」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会が提供されます。就労に必要な知識・能力が高まった人には、一般就労に向けた支援が提供されます。

「B型（非雇用型）」は、雇用関係を結ばず、就労の機会や生産活動の機会が提供されます。必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

【利用者像】

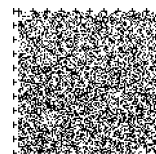
A型…就労機会の提供を通じて生産活動に関する知識及び能力の向上を図ることにより雇用契約に基づく就労が可能な人で、利用開始時に65歳未満の人

B型…就労移行支援事業を利用したものの、企業などによる雇用に結びつかなかった人や一定の年齢に達している人で、就労の機会等を通じて生産活動に関する知識及び能力の向上や維持が期待される人

【事業量見込】

平成32年度の事業量は、「A型」の月間実利用者人数を3人、「B型」の月間実利用者人数を108人と計画します。

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（A型）	実利用者数/月	2	2	3
就労継続支援（B型）	実利用者数/月	102	105	108



(5) 就労定着支援

【サービス内容】

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

【利用者像】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

【事業量見込】

平成32年度の事業量は、月間実利用者人数を12人と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月	11	11	12

(6) 療養介護

【サービス内容】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

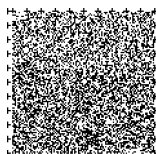
【利用者像】

医療及び常時介護を必要とする障がいのある人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分5以上の人

【事業量見込】

平成32年度の事業量は、月間実利用者人数を3人と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月	3	3	3



(7) 短期入所（ショートステイ）【福祉型/医療型】

【サービス内容】

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴や排泄、食事の介護等を行います。

【利用者像】

福祉型…障害支援区分が区分1以上である障がい者（児）

医療型…遷延性意識障がい者（児）、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい者（児）等

【事業量見込】

平成32年度の事業量は、「福祉型」を月間延べ37人、「医療型」を月間延べ6人と計画します。

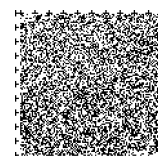
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所（ショートステイ） 【福祉型】	延べ利用者数/月	35	36	37
短期入所（ショートステイ） 【医療型】	延べ利用者数/月	5	6	6

【日中活動系サービスにおける見込量確保のための方策】

地域での生活を進めていく上では、「日中活動の場」が重要となることから、サービス利用希望者を把握すると共に、利用希望者に事業者情報を提供していきます。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、地域の関係機関等と連携しながら雇用促進に努めると共に、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意していきます。

就労定着支援については、就労移行支援等の利用を経て、一般就労した方への変わらぬサポートができるよう、関係機関等との連携を図りつつ、自立した社会生活へとスムーズに進めるよう取り組んでいきます。



5 居住系サービス

(1) 自立生活援助

【サービス内容】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

【利用者像】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人等

【事業量見込】

平成32年度の事業量は、月間実利用者人数を2人と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月	1	1	2

(2) 共同生活援助（グループホーム）

【サービス内容】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

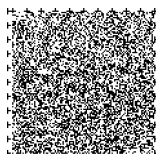
【利用者像】

○障害支援区分が区分1以下に該当する身体障がい者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス等を利用したことがある人）、知的障がい者及び精神障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で相談などの日常生活上の援助、又は食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする人

【事業量見込】

平成32年度の事業量は、月間実利用人数を34人と計画します。

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助	実利用者数/月	34	34	34



(3) 施設入所支援

【サービス内容】

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

【利用者像】

施設に入所する障がいのある人で、①障害支援区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の生活介護利用者、②自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な人

【事業量見込】

平成32年度の事業量は、月間実利用者数を19人と計画します。

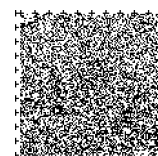
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月	19	19	19

【居住系サービスにおける見込量確保のための方策】

自立生活援助については、今まで生活をしてきた障害者支援施設やグループホーム等の協力を仰ぎながら、定期的な連絡を取り、利用者の不安を取り除き、円滑な地域生活への援助をサポートしていきます。

共同生活援助（グループホーム）については、地域の理解を深めながら整備していきます。

また、施設入所支援については、認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めていきます。



6 相談支援（サービス等利用計画の作成）

【サービス内容】

計画相談支援…障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がいのある人のサービス等利用計画を作成し、支援を行います。

地域移行支援…障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障がい者を対象に、地域生活に移行するための相談や支援を行います。

地域定着支援…施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

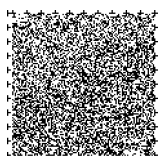
【事業量見込】

平成32年度の事業量は、以下のように計画します。

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	実利用者数/月	42	43	44
地域相談支援	実利用者数/月	2	2	2
地域移行支援	実利用者数/月	1	1	1
地域定着支援	実利用者数/月	1	1	1

【相談支援における見込量確保のための方策】

「サービス等利用計画の作成」は、原則全ての障害福祉サービス利用者に拡大され、計画の作成を行う「指定特定相談支援事業者」の指定を市町村が行うこととなります。町内の障害福祉サービス事業者を中心に、事業者指定への働きかけを行うと共に、「自立支援協議会」などを活用して、事業者間の連携を促進する中で、サービス等利用計画の量的・質的確保を図ります。



第4章 障害児福祉計画の活動指標

1 障がい児数の推移

(1) 手帳所持障がい児数の実績と見込

身体障害者手帳所持者数は、年度ごとにあまり変化はなく、平成29年10月末では17人となっています。

愛の手帳所持者数は、年度ごとに減少しており、平成29年10月末では62人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成27年度から平成28年度にかけて横ばいで推移しており、平成29年10月末では6人となり、2人増加しています。

18歳未満の人口の減少に合わせ、愛の手帳所持者数も減少しますが、精神障害者保健福祉手帳所持者数はこれから増加することが考えられますので、障がい児(手帳所持者)数の合計は横ばいを見込みます。

障がい児(手帳所持者)数の実績と見込

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
18歳未満の人口	5,272	5,119	5,090	4,997	4,892	4,767
身体障害者手帳所持者数	17	16	17	17	17	17
愛の手帳所持者数	72	65	62	61	60	59
精神障害者保健福祉手帳所持者数	4	4	6	8	8	9
合計	93	85	85	86	85	85
対人口比率 (単位：%)	1.76	1.66	1.67	1.72	1.74	1.78

※平成27・28年度は年度末、平成29年度は10月末現在の実績値、平成30年度以降は推計値を示しています。

※18歳未満の人口の推計は平成25年度～平成28年度の住民基本台帳(各年度末現在)を基準としたコーホート変化率の平均値を用いて算出しました。

(2) 学年別特別支援学級在籍人数

学年別特別支援学級在籍人数は、平成29年3月31日現在で、瑞穂第一小学校(たんぼぼ)で1年生から6年生までで合計19人、瑞穂中学校(7組)で1年生から3年生まで合計15人となっています。

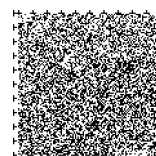
平成28年度 瑞穂町特別支援学級設置校別児童・生徒数一覧

単位：人

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
瑞穂第一小学校(たんぼぼ)	2	2	4	3	3	5	19
瑞穂中学校(7組)	4	5	6				15

※平成29年3月31日現在

資料：町資料



(3) 学年別通級指導学級在籍人数

学年別通級指導学級在籍人数は、平成29年3月31日現在で、瑞穂第一小学校で1年生から6年生までで合計15人、瑞穂第三小学校で合計12人、瑞穂第四小学校で合計19人、瑞穂中学校で1年生から3年生まで合計10人、瑞穂第二中学校で合計8人となっています。

平成28年度 瑞穂町通級指導学級設置校別児童・生徒数一覧

単位：人

学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
瑞穂第一小学校	2	1	2	4	6	0	15
瑞穂第三小学校	0	3	3	1	3	2	12
瑞穂第四小学校	2	0	3	6	2	6	19
瑞穂中学校	0	3	7				10
瑞穂第二中学校	2	3	3				8

※平成29年3月31日現在

資料：町資料

※通級指導学級は平成30年度から小学校全校に設置予定です。

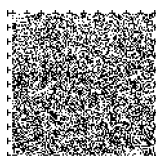
2 サービス見込量の考え方

必要なサービス提供量については、以下の考え方に基づいて見込みました。

サービス種別		サービス見込量試算の考え方
障がい児支援	障害児通所支援	これまでのサービス利用者数を基礎として、現在の利用者のニーズを踏まえると共に新たにサービス利用が見込まれる障がい児の数を勘案して見込量を算出しました。
	相談支援	障害児通所支援の利用が見込まれ「障害児支援利用計画」を作成する障がい児の数と計画の見直しをする障がい児の数を勘案し、見込量を算出しました。

3 サービス見込量一覧

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
「障害児通所支援」日中活動系サービス	実利用者数/月	47	50	53
	児童発達支援	4	5	6
	医療型児童発達支援	1	1	1
	放課後等デイサービス	40	42	44
	保育所等訪問支援	1	1	1
	居宅訪問型児童発達支援	1	1	1
「相談支援」相談支援		7	8	8
	障害児相談支援	7	8	8



4 障がい児支援

【児童福祉法改正による見直し】

「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」の改正により、「障害者自立支援法」に位置づけられていた「児童デイサービス」が、平成24年度から、「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として「児童福祉法」に基づく「障害児通所支援」に一本化されました。

その後、平成28年の法改正により障がい児支援の提供体制の確保等について「障害児福祉計画」として記載していくものとされました。

(1) 「障害児通所支援」 日中活動系サービス

【サービス内容】

児童発達支援……………就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

医療型児童発達支援…肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。

放課後等デイサービス……………授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。

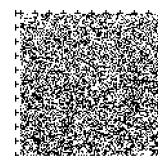
保育所等訪問支援……………保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援…障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【事業量見込】

平成32年度の事業量は、以下のように計画します。

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
「障害児通所支援」日中活動系サービス	実利用者数/月	47	50	53
児童発達支援	実利用者数/月	4	5	6
医療型児童発達支援	実利用者数/月	1	1	1
放課後等デイサービス	実利用者数/月	40	42	44
保育所等訪問支援	実利用者数/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数/月	1	1	1



(2)「相談支援」 相談支援

【サービス内容】

相談支援…障がい児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成します。

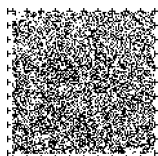
【事業量見込】

平成32年度の事業量は、以下のように計画します。

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
「相談支援」相談支援	実利用者数/月	7	8	8
障害児相談支援	実利用者数/月	7	8	8

【障がい児支援における見込量確保のための方策】

保育園や学童保育クラブなど、障がい児の関連する市内の部署、サービスや計画相談を行う事業所等の機関との連携を図り、サービスの情報提供と、各家庭の状況把握に努め、国の放課後等デイサービス及び児童発達支援ガイドラインを活用した質の向上を目指します。

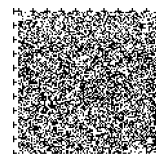


第5章 地域生活支援事業

1 サービス見込量の考え方

必要なサービス提供量については、以下の考え方に基づいて見込みました。

サービス種別	サービス見込量試算の考え方
地域生活支援事業	これまでのサービス利用者数を基礎として、利用者の伸びやニーズ等を勘案してサービス見込量を算出しました。

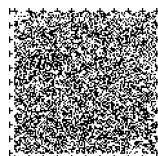


2 サービス見込量一覧

必須事業		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度			
理解促進研修・啓発事業		有	有	有			
自発的活動支援事業		無	無	有			
相談支援事業	障害者相談支援事業	3 か所	3 か所	4 か所			
	基幹相談支援センター設置	無	無	有			
	住宅入居等支援事業	無	無	有			
成年後見制度利用支援事業	実利用者数/年	1	1	1			
成年後見制度法人後見支援事業		無	無	有			
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業/件	7	7	7			
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	委託件数/件	6	6	6		
	自立生活支援用具	委託件数/件	10	10	10		
	在宅療養等支援用具	委託件数/件	6	6	6		
	情報・意思疎通支援用具	委託件数/件	6	6	6		
	排泄管理支援用具	委託件数/件	340	350	360		
	住宅改修費	委託件数/件	2	2	2		
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了見込者数	0	1	1			
移動支援事業	実利用者数/月	94	97	100			
地域活動支援センター（Ⅱ型）事業（注）	実施箇所数	3 か所	0 か所	3 か所	0 か所	3 か所	0 か所
	実利用者数/月	57	0	59	0	60	0

注：地域活動支援センター（Ⅱ型）事業表中の左側は瑞穂町内分、右側は他市町村分

任意事業		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
知的障害者職親委託制度	委託件数	0	0	0	
日中一時支援事業	実利用者数/月	11	11	11	
社会参加促進事業	自動車運転免許取得	免許取得（人）	1	1	1
	自動車改造助成	改造助成（件）	2	2	2
訪問入浴サービス事業	実利用者数/月	8	9	9	
更生訓練費給付事業	実利用者数/月	1	1	1	
障害児等タイムケア事業	実利用者数/月	24	25	25	



3 地域生活支援事業の推進

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【サービス内容】

地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。

【事業量見込】

平成32年度までの事業の有無は、以下のように計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

【見込量確保のための方策】

障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障がいのある人に関するマークの紹介等、障がいのある人及び町民への普及・啓発を目的とした広報活動の実施に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

【サービス内容】

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

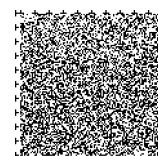
【事業量見込】

平成32年度までの事業の有無は、以下のように計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	無	無	有

【見込量確保のための方策】

地域のニーズを検証し、近隣の市町村の状況を踏まえて事業実施の方法を検討します。



(3) 相談支援事業

【サービス内容】

相談支援事業は、障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、必要な情報等の便宜を図ることや、権利の擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的とする事業です。障がいのある人に、日常生活の困りごとや福祉サービスの利用援助、就労についての相談支援などを行います。

「基幹相談支援センター」は、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施します。

また、住宅入居等支援事業において、障がいのある方の住居を探す支援について検討します。

【事業量見込】

平成32年度までの事業量は、以下のように計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	3か所	3か所	4か所
基幹相談支援センター設置	無	無	有
住宅入居等支援事業	無	無	有

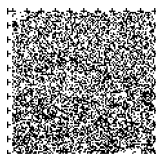
【見込量確保のための方策】

町と指定相談支援事業所において、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

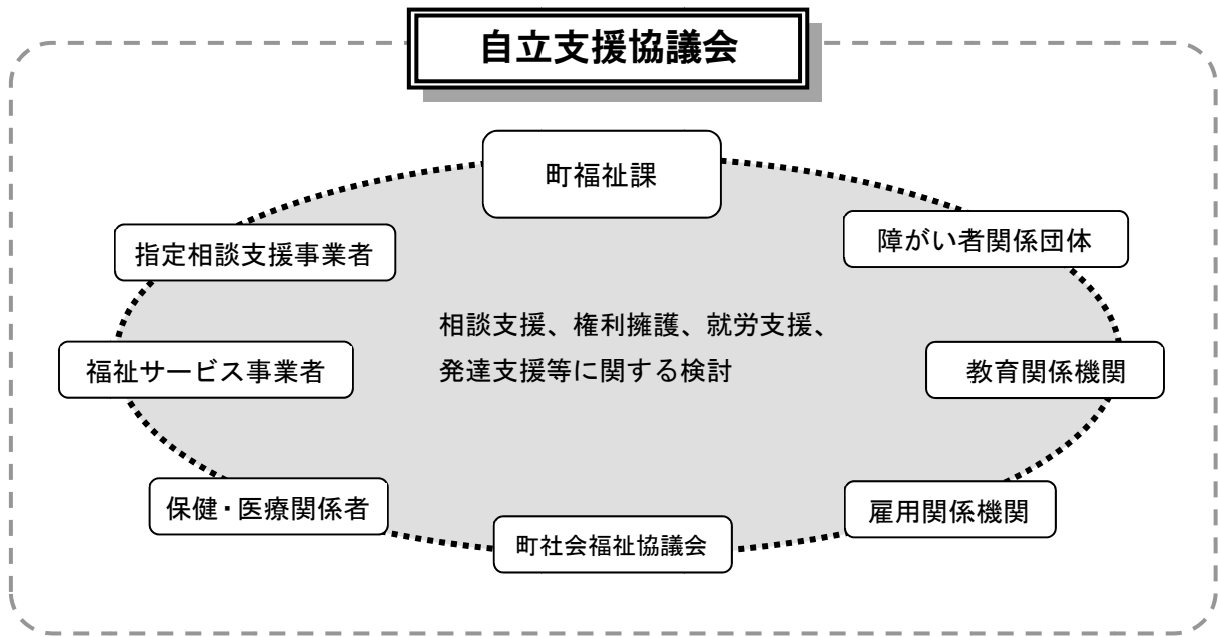
自立支援協議会

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、町、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が「支援ネットワーク」を構築していくことが重要です。

町では、障がい者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として「自立支援協議会」の設置を継続し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。



自立支援協議会の構成イメージ



(4) 成年後見制度利用支援事業

【サービス内容】

「成年後見制度」を利用することが有用であると認められる障がいのある人で、制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難であると認められる人に、費用の一部を助成します。

【事業量見込】

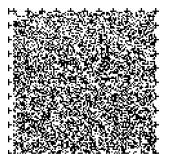
平成32年度の事業量は、年間実利用見込者数を1件と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/年	1	1	1

【見込量確保のための方策】

町福祉課において事業を推進します。

※成年後見制度……知的障がい・精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない人が財産の管理等において不利益を被らないように保護し支援する制度です。



(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【サービス内容】

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために研修等を実施します。

【事業量見込】

平成32年度までの事業の有無は、以下のように計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	有

【見込量確保のための方策】

町社会福祉協議会など、後見人等の業務を適正に担える法人の育成について検討し、実施していきます。

(6) 意思疎通支援事業

【サービス内容】

意思疎通支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人」に、「手話奉仕員、要約筆記者等を派遣するサービス」です。手話通訳を設置する事業も当該事業に含まれます。なお、手話奉仕員・要約筆記者は養成講座修了者などのボランティアですが、手話については、国家資格として「手話通訳士」が、都の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされています。

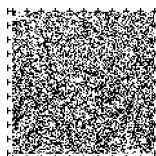
【事業量見込】

平成32年度の事業量は、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を7件と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業/件	7	7	7

【見込量確保のための方策】

需要動向をみながら、障がいのある人一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。



(7) 日常生活用具給付等事業

【サービス内容】

重度の身体・知的・精神障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付すると共に、住宅改修費を助成します。

【事業量見込】

平成32年度までの事業量は、以下のように計画します。

単位：件

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	6	6	6
自立生活支援用具	10	10	10
在宅療養等支援用具	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	6	6	6
排泄管理支援用具	340	350	360
住宅改修費	2	2	2

【見込量確保のための方策】

需要動向をみながら、障がいのある人一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【サービス内容】

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

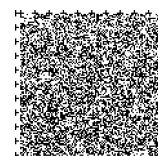
【事業量見込】

平成32年度の事業量は、講習修了見込者の実人数を1人と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
養成講習修了見込者数	0	1	1

【見込量確保のための方策】

町社会福祉協議会と連携しながら、事業促進に努めます。



(9) 移動支援事業

【サービス内容】

移動支援事業は、訪問系サービス（73 ページ）での同行援護・行動援護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービスです。

【事業量見込】

平成32年度の事業量は、月間実利用者数を100人と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月	94	97	100

【見込量確保のための方策】

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進すると共に、多様な手法での移動支援事業を促進していきます。

(10) 地域活動支援センター（II型）事業

【サービス内容】

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

【事業量見込】

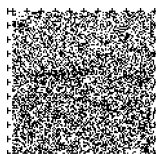
平成32年度の事業量は、実施3か所、月間実利用者数を60人と計画します。

	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	町内	町外	町内	町外	町内	町外
実施箇所数	3か所	0か所	3か所	0か所	3か所	0か所
実利用者数/月	57	0	59	0	60	0
実利用者数/月 計	57		59		60	

注：表中の左側は瑞穂町内分、右側は他市町村分
また、上段は実施見込箇所数、下段は利用見込者数

【見込量確保のための方策】

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進していきます。



任意事業

(1) 知的障害者職親委託制度

【サービス内容】

職親（民間の事業経営者等）に委託して知的障がい者の生活指導・職業指導等を行います。

【事業量見込】

平成26年10月に対象者が退職したことにより0件となっています。
今後協力いただける職親候補が現れた場合、下記の方策を講じます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
委託件数	0	0	0

【見込量確保のための方策】

サービス利用者に応じて必要な職親の確保に努めます。

(2) 日中一時支援事業

【サービス内容】

日中、障害福祉サービス事業所等において障がい者（児）などに活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練などを行います。

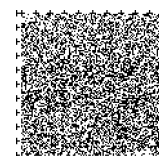
【事業量見込】

平成32年度の事業量は、月間実利用者数を11人と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月	11	11	11

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業所の拡大を図り、身近な場所での利用や今後の利用増に対応できるように努めます。



(3) 社会参加促進事業（自動車運転免許取得・自動車改造助成）

【サービス内容】

身体障がい者が、仕事等のために自動車の運転免許を取得する場合や、自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する必要があるときに、免許取得費の補助や改造費用の助成を行う事業です。

【事業量見込】

平成32年度の事業量は、免許取得人数を1人、改造助成を2件と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
免許取得（人）	1	1	1
改造助成（件）	2	2	2

【見込量確保のための方策】

必要な事業量を実施していきます。

(4) 訪問入浴サービス事業

【サービス内容】

介護保険制度のサービス対象に該当しない65歳未満の重度心身障がい者で寝たきり等のため入浴が困難な人の居宅に巡回入浴車を派遣し、組立式浴槽による入浴介助を行います。

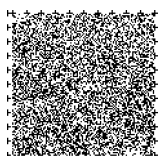
【事業量見込】

平成32年度の事業量は、月間実利用者数を9人と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月	8	9	9

【見込量確保のための方策】

必要なサービス量を実施していきます。



(5) 更生訓練費給付事業

【サービス内容】

施設に入所、又は通所して更生訓練を受けている障がいのある人に、社会復帰の促進を図るため、「更生訓練費」を給付します。

【事業量見込】

平成32年度の事業量は、月間実利用者数を1人と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月	1	1	1

【見込量確保のための方策】

必要な事業量を実施していきます。

(6) 障害児等タイムケア事業

【サービス内容】

障がいのある児童・生徒等が特別支援学校等から下校した後の活動の場を確保すると共に、障がい児のいる親の就労支援と障がい児を日常的にケアしている家族に一時的な休息を得てもらうことを目的とする事業です。

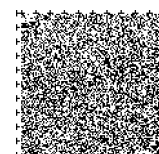
【事業量見込】

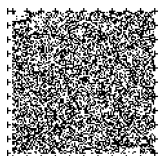
平成32年度の事業量は、月間実利用者数を25人と計画します。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数/月	24	25	25

【見込量確保のための方策】

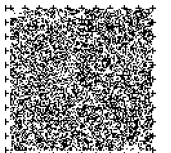
既存施設の有効活用を図り、サービス量の確保に努めます。

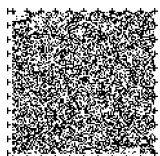






第6編 計画の推進・進行管理

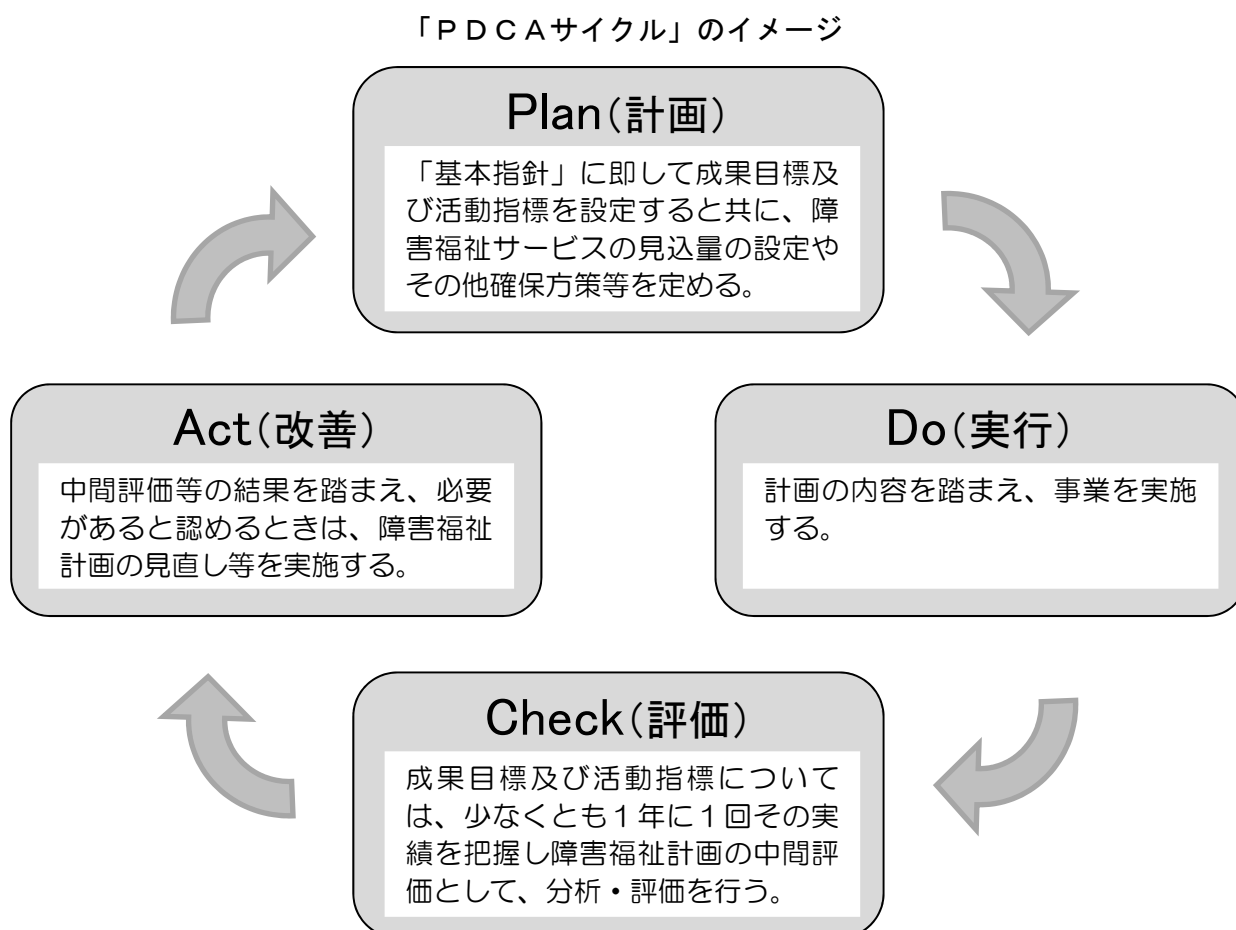




第1章 推進・進行管理の考え方

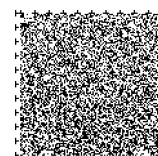
1 「PDCAサイクル」に基づく推進・進行管理

「障害者総合支援法」においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することやその他の必要な措置を講じること（「PDCAサイクル」）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。



2 「成果目標」と「活動指標」について

国の「基本指針」では、計画に「PDCAサイクル」を導入するにあたり、指針の「第二」における目標を「成果目標」とし、指針「第三」における“計画の作成に関する事項”である障害福祉サービスの見込量等を「活動指標」としているため、町においてもそれに準じ、「成果（数値）目標」（→第5編第1章参照）と「活動指標」（各サービス見込量等、→第5編第3～5章参照）を最大の主眼として計画の推進・評価を行っていきます。



第2章 計画推進の体制

1 啓発・周知の徹底

今後もサービスを必要とする障がいのある人が円滑にサービスを利用することができるように、町ホームページや「広報みずほ」等を通じて制度の仕組みやサービスの利用方法等について周知の徹底を図り、安定した利用が確保されるように努めていきます。

2 サービス提供体制の確保

「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」に定める成果目標（数値目標）や活動指標（各サービス提供目標）の実現に向け、庁内の関係各課が密接な連携のもと取り組むと共に、施設や企業等関係するその他の機関にも広く理解と協力を呼びかけ、サービス提供体制の確保を図ります。

3 相談支援体制の強化、「自立支援協議会」の設置

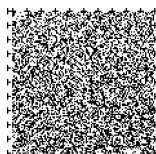
障がいのある人が住み慣れた地域において、健康で自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの円滑な提供が行われるだけでなく、サービスの適切な利用を支える相談体制の確立が不可欠です。

このため、地域の実情に応じて、中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備を図ると共に、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の実務者から成る「自立支援協議会」の設置を継続し、相談支援体制に関わるネットワークの確立・強化を図ります。

4 町民との協働体制の構築・強化

障がいのある人が自立した生活を営むのに必要なサービスを活用していくためには、行政だけでなく施設や企業も含め、幅広い分野の町民が障がいのある人や障がい者団体と密接な連携を保ち、障害及び障がいのある人への理解を深め、問題や課題を共有し、それぞれの立場ですべきことやできることを考え、自立支援や就労支援に取り組んでいくことが必要です。

そのため、幅広い分野の町民が共通の認識を持ち、本計画の実現に向けて取り組むことができるように、プライバシーや個人情報の保護に配慮した上で、できるだけ多くの情報の提供に努め、行政と町民による協働体制の構築・強化を図ります。



5 庁内及び東京都との連携体制の構築

計画の推進にあたっては、関係各課との連携を図り、全庁的な体制で取り組んでいきます。

また、広域的な調整や「サービスの質」の向上を図るための人材養成やサービス評価等、東京都における取り組みが不可欠であるため、都の関係部局とも密接な連携体制を構築します。

第3章 計画の達成状況の評価・点検

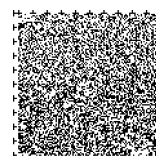
毎年、サービス見込量についての目標達成状況や、地域生活への移行、一般就労への移行等について、サービス提供側の実態把握だけでなく、サービスの利用実態や評価を把握すると共に、場合によってはヒアリング調査を実施し、計画の達成状況について質的にも調査を行います。

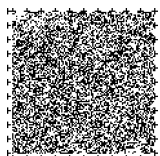
各種の情報・要望については、「地域保健福祉審議会」等において毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況について評価を行います。

第4章 町民意見等の計画への反映

計画の内容に関しては、町ホームページや「広報みずほ」等を通じて公表すると共に、広く町民に意見を求め、今後の計画への反映を検討します。

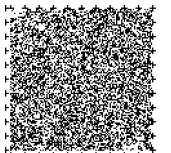
また、緊急性の高い問題や新たな課題への対応が必要となった場合には、対策を検討し、計画に反映させていきます。

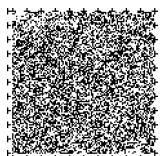






資料編





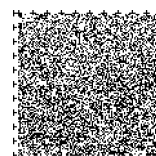
1 障害の「害」の表記について

瑞穂町では、これまで「障害者」と表記していた文字は、「障がいのある人」、「障がいのある方」、「〇〇の不自由な方」、「障がい者」と別の字句に置き換えて、表記するものとするを平成18年7月18日の条例等審議会で確認しました。

その理由としては、「害」の文字は、「害悪」、「公害」といった否定的で負のイメージを連想させる字句に用いられることが多いと考えられることから、「障害者」のように「ひと」に関連して使用する場合、「害」の文字を使用することは人権尊重の観点から好ましいことではないため、少しでも不快感を与えないような表記に改めることとしました。

ただし、法律名、政令名、省令名、条例名、規則名、告示・通知の名称、法律、条例その他の規程で使用されている用語、団体の名称、施設の名称、大会・行事等の名称、行政組織上の名称については除外することとしています。

表記方法については、国語に対する意識の動向、法令の字句の使用状況を踏まえ、今後も見直しを行うことがあります。



2 瑞穂町地域保健福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 7 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 社会環境の変化に的確に対応した保健福祉サービスのあり方を検討し、瑞穂町における保健福祉施策の向上と適正な執行を図るため、瑞穂町地域保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、町長に答申する。

- (1) 保健福祉施策の基本的事項に関すること。
- (2) 保健及び福祉の基本計画に関すること。
- (3) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
- (4) その他保健福祉施策に関して町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 保健福祉関係施設の代表者 3 人以内
- (3) 保健福祉関係団体の代表者 5 人以内
- (4) 公共的団体の代表者 5 人以内
- (5) 関係行政機関の職員 3 人以内
- (6) 公募委員 3 人以内
- (7) 町職員 4 人以内

2 専門事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、町長は、専門委員を委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

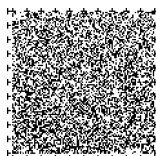
3 専門委員の任期は、町長が指定した事項の調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門分科会)

第 8 条 審議会に必要に応じて専門分科会を置き、専門分野ごとの調査及び検討を付託することができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(平成 20 条例 1・平成 23 条例 4・一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 17 年 6 月 23 日規則第 33 号で、平成 17 年 6 月 24 日から施行)

附 則(平成 20 年 3 月 14 日条例第 1 号)抄

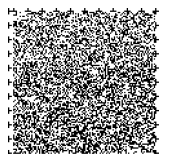
(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。



3 瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則

平成 17 年 6 月 23 日

規則第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瑞穂町地域保健福祉審議会条例(平成 17 年条例第 3 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の所掌事項)

第 2 条 条例第 8 条で定める専門分科会(以下「分科会」という。)は、付託された事項について、調査し、及び審議する。

2 分科会は、付託された事項について、調査し、及び審議した結果を審議会に報告する。

(分科会の委員)

第 3 条 分科会に属すべき委員は、審議会で協議し決定する。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

4 副分科会長は、会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会の会議)

第 4 条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

4 分科会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために分科会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

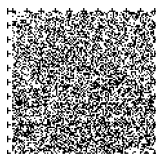
第 5 条 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 分科会の庶務は、審議事項を所管する課において処理する。

附 則

この規則は、平成 17 年 6 月 24 日から施行する。

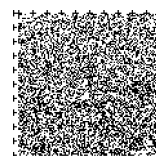


4 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会委員名簿

■瑞穂町地域保健福祉審議会委員名簿

選出区分等	委員氏名	役職名等
学識経験者	村井 祐一	田園調布学園大学 教授
保健福祉関係施設	小山 良一	(福) 瑞仁会 良友園 施設長
	神田 徹	園長会会長 みずほひじり保育園 園長
	大屋 敬則	瑞穂町精神障害者地域活動支援センター 施設長
保健福祉関係団体	栗原 教光	瑞穂町医師会長
	○粕谷 道子	西多摩地区保護司会 瑞穂分区
	渡辺 信男	瑞穂町身体障害者共生会 会長
	五十嵐 崇	瑞穂町福祉作業所 施設長
	戸田 祐佳	子育てに関する団体
公共的団体	◎石塚 壽則	瑞穂町民生委員・児童委員協議会 会長
	高橋 征夫	瑞穂町寿クラブ連合会 会長
	山口 斉	瑞穂町社会福祉協議会事務局 次長
	小川 明正	瑞穂町健康づくり推進委員 委員長
	関口 高志	瑞穂町教育相談室 室長
関係行政機関	渡部 裕之	東京都西多摩保健所 所長
	石塚 健市	東京都立川児童相談所 所長
	谷津 洋子	東京都西多摩福祉事務所 所長
公募委員	石藏 陽子	一般住民
	石井 トモ子	一般住民
	岩槻 文	一般住民
町職員	田辺 健	企画部長
	横澤 和也	住民部長
	村野 香月	福祉部長
	福井 啓文	教育部長
事務局	横沢 真	福祉部福祉課長
	安藤 尚子	福祉部福祉課福祉係長
	岡部 龍斗	福祉部福祉課福祉係 主事

◎：会長 ○：副会長



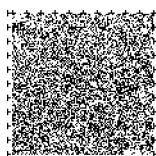
■瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会委員名簿

委員氏名	選出区分等	備考
大屋 敬 則	瑞穂町精神障害者地域活動支援センター 施設長	審議会委員
新井 功	瑞穂町身体障害者共生会	分科会委員
川 鍋 悦 子	瑞穂町民生委員・児童委員	分科会委員
隅 河 内 司	田園調布学園大学 教授	分科会委員
川 間 公 雄	瑞穂町医師会 みずほクリニック 院長	分科会委員
◎五十 嵐 崇	瑞穂町福祉作業所 施設長	審議会委員
○粕 谷 雅 人	瑞穂町社会福祉協議会	分科会委員
石 藏 陽 子	一般住民	審議会委員
原 綾 子	東京都西多摩保健所 保健対策課 統括課長代理	分科会委員
村 野 香 月	福祉部長	審議会委員
横 沢 真	福祉部福祉課長	事務局
青 木 広 幸	福祉部福祉課障がい係長	事務局
森 田 友 子	福祉部福祉課障がい係 主任	事務局

◎：分科会会長 ○：分科会副会長

5 瑞穂町障害者計画・第5期障害福祉計画 ・第1期障害児福祉計画策定経過

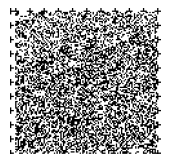
期 日	内 容
平成 29 年 7 月 24 日	○第1回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ・委嘱状交付 ・第5期障害福祉計画について ・アンケート調査（案）について
平成 29 年 9 月 4 日 ～ 平成 29 年 9 月 22 日	○アンケート調査の実施
平成 29 年 12 月 1 日	○第2回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ・アンケート調査結果について ・障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（素案） について
平成 30 年 1 月 15 日 ～ 平成 30 年 1 月 31 日	○計画（素案）への意見の募集
平成 30 年 2 月 9 日	○第3回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ・障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（素案） における住民意見の結果及び対応について ・瑞穂町地域保健福祉審議会及び議会への報告について
平成 30 年 2 月 19 日	○平成 29 年度第2回 瑞穂町地域保健福祉審議会 ・障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の報告
平成 30 年 3 月 22 日	○第4回 瑞穂町地域保健福祉審議会・障害福祉計画専門分科会 ・障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定作業 等総括

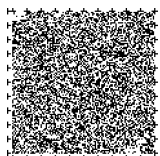


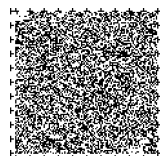
瑞穂町障害者計画・
第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

平成30年3月

発行 瑞穂町
編集 瑞穂町福祉部福祉課障がい係
〒190-1292
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
T e l : (0 4 2) 5 5 7 - 0 5 7 4 (直 通)
F a x : (0 4 2) 5 5 6 - 3 4 0 1 (代 表)
ホームページ : <https://www.town.mizuho.tokyo.jp/>
E-mail : sg@town.mizuho.tokyo.jp









平成30年3月
瑞穂町

